出席議員(20名)

1番	広	沢		真	君	2番	有	賀	光	子	君
3番	水	戸	義	裕	君	4番	森		淑	子	君
5番	大	坂	三	男	君	7番	白	内	恵美	美子	君
8番	百	々	喜	明	君	9番	佐	藤	輝	雄	君
10番	我	妻	弘	国	君	11番	太	田	研	光	君
12番	小	丸		淳	君	13番	星		吉	郎	君
14番	水	戸	和	雄	君	15番	加	藤	克	明	君
17番	杉	本	五	郎	君	18番	加	茂	力	男	君
19番	大	沼	喜	昭	君	20番	大	沼	惇	義	君
21番	加	茂	紀仁	大子	君	22番	伊	藤	_	男	君

欠席議員(なし)

説明のため出席した者

町 長 部 局

町	長	滝	口		茂	君
副町	Ē.	小	泉	清	<u></u>	君
会 計 管 理 者	当	平	間	春	雄	君
総 務 課 長	훈	村	上	正	広	君
企画財政課長	麦	加	藤	嘉	昭	君
まちづくり推進課長	菅	野	敏	明	君	
税務課長	莹	小	林		功	君
町民環境課長	莹	大	宮	正	博	君
健康福祉課長	莹	平	間	洋	平	君
子ども家庭課長	莹	小	池	洋	_	君
地域産業振興課長信農業委員会事務局長	佐	藤	松	雄	君	

都市建設課長 佐藤輝夫 君 上下水道課長 大久保 政 君 槻木事務所長 平 間 信 君 危機管理監 吾 妻 君 良 信 君 公共工事管理監 松崎 秀 男 税収納対策監 加 茂 和 弘 君 長寿社会対策監 水 戸 敏 見 君 産業活性化専門監 加藤 憲 君 善

教育委員会部局

 教育 長 阿 部 次 男 君

 教育総務課長 薊 千 代 君

 生涯学習課長 笠 松 洋 二 君

事務局職員出席者

 議会事務局長
 松崎
 守

 主
 幹
 相原光男

議事日程(第5号)

平成19年9月13日(木曜日) 午前10時 開 議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成19年度柴田町一般会計補正予算)

- 第 3 議案第 2号 教育委員会委員の任命について
- 第 4 議案第 3号 柴田町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例
- 第 5 議案第 4号 柴田町企業立地促進条例
- 第 6 議案第 5号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例
- 第 7 議案第 6号 柴田町町税条例の一部を改正する条例
- 第 8 議案第 7号 柴田町農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例
- 第 9 議案第 8号 柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例
- 第10 議案第 9号 平成19年度柴田町一般会計補正予算

- 第11 議案第10号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算
- 第12 議案第11号 平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算
- 第13 議案第12号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算
- 第14 議案第13号 平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算
- 第15 議案第14号 平成19年度柴田町水道事業会計補正予算

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長(伊藤一男君) おはようございます。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第 121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等の出席を求めております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(伊藤一男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 116条の規定により、議長において11番太田研光君、 12番小丸 淳君を指名いたします。

日程第2 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

(平成19年度柴田町一般会計補正予算)

○議長(伊藤一男君) 日程第2、議案第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第1号専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分に係る平成19年度柴田町一般会計補正予算は、平成19年7月15日の台風4号による災害復旧対策と、公民館の緊急を要する修繕及び姉妹都市、中国丹陽市の訪日に係る執行経費であります。

これによります補正額は歳入歳出それぞれ 4,773万 2,000円の増額となり、補正後の歳入歳 出予算総額は97億 8,889万 6,000円となりました。

以上の補正予算を地方自治法第 179条第1項の規定に基づき専決処分をいたしましたので、 同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。 詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、ご承認くださいますようお願いいた します。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書の5ページをお開きください。

今回の補正は、町長がただいま提案理由で申し上げましたが、歳入歳出の予算総額に歳入歳 出それぞれ 4,773万 2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ97億 8,889万 6,000円としたものです。

8ページをお開きください。

最初に、歳入であります。

平成18年度繰越金 4,773万 2,000円を計上いたしました。平成18年度の繰越金が 7,773万 2,000円となる見込みであり、当初予算で 3,000万円を計上していますので、差し引いた額を措置しました。

次に、歳出についてご説明いたします。

9ページをお開きください。

款2項1目12渉外費36万円を増額するものです。さきに町政報告をさせていただきましたが、 姉妹都市である中国丹陽市から表敬訪問を受けることになりましたので、節8報償費から節14 使用料及び賃借料まで措置したものです。

次に、款10項5目2公民館費36万2,000円は、7月の台風4号で船岡公民館、西住公民館、 船迫公民館とも雨漏り被害があったために修繕を行うものです。

10ページをお開きください。

7月の台風の被害による災害復旧費です。議案第9号で上程している平成19年度柴田町一般会計補正予算でも補正計上していますが、緊急的な対策が必要な分を専決処分させていただきました。款11項1目1農林水産施設災害復旧費250万円は、農地や農業用施設災害の測量設計業務委託料です。

款11項2目1土木施設災害復旧費は1,640万円の増額になります。節11需用費280万円は、 古河水門と四日市場水門の修繕料です。節13委託料400万円は、道路6カ所、河川2カ所の測 量設計業務です。節15工事請負費960万円は、決壊した大江堀川復旧工事と道路や河川8カ所 の町単独復旧工事であります。

款13項1目1予備費でありますが、2,811万円を増額補正させていただきました。専決処分

の日は平成19年7月27日です。

以上で詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。17番杉本五郎君。

○17番(杉本五郎君) ちょっと勉強させてもらいたいなと思うんですが、まず歳入ですよね、これ剰余金を歳入に入れるんだということなんだけれども、こういうのは専決処分としてできるのかどうかというのがちょっと疑問なんですね。私は歳出の方はこれ緊急を要するものということで専決処分になじむものもあるかと思うんですが、歳入の分がどうなのかということが一つです。

それから二つ目は、今回専決したのは3種類あるんですよね。一つは丹陽市からの訪日団を受け入れる経費ということなんですが、これも本当に突然来るようになってこの経費が必要だったのかどうかということが非常に疑問なんです。丹陽市から来るということになれば、それなりに日程を持ってこっちの方に連絡があるんじゃないかと思うんですが、この緊急性についてお尋ねをしたいと。

それから、公民館の雨漏りですが、これは台風によって雨漏りが生じたのか。私はたまたま 剰余金ができたからこの際雨漏りを修繕しておこうというような、便乗的なにおいがするんで すよ。私はここのところ本当に台風によって雨漏りが生じて、そしてさっき課長の話では、雨 漏りの修繕を行うものというような話をしているんですよね。行うものだとまだ行っていない のかなと言葉から受け取ったんですが、修繕が終了したのかどうかと。それから、この修繕す るに至った経緯、台風だということなんだけれども、本当に台風で雨漏りするようになったの かどうか、その点お尋ねしたいと思います。

- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) 歳入の件でございますが、確かに18年度決算はまだ、これから 認定を受けるわけですけれども、5月30日で閉鎖するということで、7月の段階では、剰余金 ですか、繰越金の額がおおむねわかっているということで、歳入には予算を組めるということ で措置しました。当然18年度当初予算でも3,000万円繰越金計上しておりますので、そういう 考え方であれば、見込みということで歳入に見込めるということでございます。当初予算では 3,000万円繰越金確定しておりませんけれども、3,000万円を見込んで当初予算でも計上してお ります。

それから、2点目の丹陽市の件なんですけれども、丹陽市につきましては、これまでずっと

毎年こちらからも訪問したりということでやってきたわけですけれども、2年前から財政が厳 しいということで、当分交流を見合わせたいということで実は文書を出しております。

今回、当初予算でも当然計上していなかったのはそういう文書をやりとりしておりましたので、今年度もうちの方からも行かない、あちらからも来ないということで考えていたわけですけれども、突然来日したいということで照会がありました。

6月14日訪日するということで、最初には7月10日前後に11名で訪問するとう旨がありましたが、うちの方ではやっぱりこういう財政事情なので、これまでですと柴田町に宿泊する際には、ホテル代とか東京までの旅費とかということで柴田町で負担していたわけですけれども、そういう状況ではないのでお断りというんですか、検討してほしいということで文書をやったわけですけれども、あちらとしては宿泊代、東京までの旅費等については全部丹陽市で持ちますから、何とか受け入れてほしいということでございました。

その後何度か文書でやりとりしまして、7月11日から15日迄の日程ということでいろいろやったわけですけれども、その後再度日程が変更になるということで、8月12日から来たいということで文書がありました。その際にも、日本はお盆なので企業等は休みになるし、十分なおもてなしはできないというようなことでお断りしたんですけれども、(「課長、そんな詳しいことは要らないんだ。専決処分になじむような処理なのかどうかということでお尋ねしているんだから、余り詳しくは要らないんです」の声あり)わかりました。そういうことで6月に突然訪日するということですので、対応しなくちゃいけないということで専決処分したということでございます。(「雨漏り」の声あり)

それから、三つの公民館につきましては、今回7月の台風の際に、どちらももちろん雨漏り したということで、早急にしなくちゃいけないということで措置したということでございま す。ただ、今終わっているかどうかはちょっと担当課長の方にお願いしたいと思います。

- ○議長(伊藤一男君) 生涯学習課長。
- ○生涯学習課長(笠松洋二君) ただいまの公民館の雨漏りについてなんですけれども、ご質問は今回の台風4号が原因になっての雨漏りなのかというご質問かと思うんですけれども、結果的に申しますと、顕著に雨漏りが出てきたのが今回の台風が経過した後でございましたので、今回この次に台風シーズンが来ますので、早急にしなければならないということでの対応でございます。今既に終わったかどうかというご質問につきましては、今取りかかっているところということでございます。というのは、雨が降ってきていまして、乾燥してやるということの関係で若干時間を食っているということでございます。以上でございます。

- ○議長(伊藤一男君) ほかに質疑。(「まだまだ、再質問ですから」の声あり)再質問を許します。
- ○17番(杉本五郎君) まずは課長ね、歳入の分なんですが、私は例えば専決処分で支出をしなければならない場合に、緊急を要するということでこれは支出するわけですよね。そのときにどこから支出するかということで、私はやっぱり第1番目は予備費の方から支出するのが本当ではないかと。例えば今回のような、これは剰余金ですよ。これはこの後でまた別に補正予算もあるわけだから、そっちの方で組むのが本当であって、これはあくまでも緊急を要する、これ議会の議決権を制限する措置ですよね。それだけに慎重を要してもらわなくちゃ困ると思うんです。簡単に金が余ったからこの際修繕をしておこうとか、この際丹陽市が来たからここから出しておこうとかということでは私はいけないんでないかと。私はそういう意味でまず歳入を専決処分するというのはおかしいと。これはあくまでもやっぱり補正予算なら補正予算、議会の中でやっぱり議決をすることが大事だと思います。それが一つですね。

それから二つ目、これは丹陽市から6月14日に来ることになったという話ですよね。ところが6月14日、これ6月議会中でなかったかと思うのね、6月14日だとすれば。そうすると、これは議会を招集するいとまのない緊急性というふうには当たらないんじゃないかと。6月14日ですから、6月14日に丹陽市から連絡があったということでしょう。そのときはやっぱりかなりの、7月十何日まであるわけでしょう、7月何日に来たのかな、そうすると1カ月くらいあるわけですよね。決して議会を招集するいとまがないとは言えないんではないかと。臨時議会でも何でも開けるはずだということがまず一つあるんですね。

それから、雨漏りですが、台風によっては確かに、あの台風だからかなり、今までぽつぽつ雨漏りしていたのがどぉーと雨漏りしたということがあったと思うよ。しかし、それは台風によって雨漏りの原因が生じたのではなくて、もともと雨漏りしておったのが台風で今までよりも多く雨漏りしたということだから、本来これはやっぱり別な措置をして修繕をしておくべきはずのものですよね。私はこの雨漏りの問題も剰余金ができたからこの際便乗して修繕しておくかということだとすれば、これ大変安易な措置だなと。これはやっぱり議会の議決権を制限する行為ですから、もう少しやっぱり慎重にやってほしいと。その点もう一遍お尋ねをしたいと思います。

- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) 1点目の歳入につきましては、杉本議員さんおっしゃるよう に、当然当初は予備費で対応したいということで考えておりました。実は、予備費が 1,000万

円ちょっとしかなかったものですから、また7月の時点だということで、再度災害があるということも考慮しまして、予備費じゃなくて歳入の方を、繰越金でしか対応できなかったということでございます。実際には、今回の専決処分に出てきていませんけれども、予備費で災害の関係で緊急的にやらなくちゃいけないやつ 250万円ほど予備費を流用して処置しております。今回のほかの災害関係も考えた場合に予備費が 300万円程度しか残らないということになりますので、もう一回災害なんかが来た場合には、予備費が全くなくなってしまうということで、剰余金を歳入として組ませていただきました。

それから、丹陽市の件なんですけれども、文書が来たのが6月14日ということでございます。これまでも何年間もこういう文書のやりとりをしているんですけれども、中国流というんですか、中国の気質で文書が来てから何回も変わるのが通常でございます。いつ来るか決定するまでにかなりかかるという実態がございまして、14日の文書の段階ではいつ来るかわからないということで、実は2回日程変更になっております。最終的に8月13日に決定したのは、7月17日の文書のやりとりで間違いなく来るということが決定したということで、議会の方にもかけるいとまがなかったということでご理解いただきたいと思います。

- ○議長(伊藤一男君) 生涯学習、雨漏りについて。課長。
- ○生涯学習課長(笠松洋二君) 杉本議員さんのご質問なんですけれども、今まで雨漏りがあったのが大きく出たのが今回でないのかというご質問なんですが、確かにそういう面はあるかと思います。ただ、今回お願いしている修繕につきましては、公民館でございまして、利用する皆様が玄関だったり、図書室だったり、もう既に天井が落ちているような部分がございましたので、これは早急に修繕をさせていただきたいということでの予算要求でございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。
- ○議長(伊藤一男君) 杉本五郎君、よろしいですか。(「いやいや」の声あり)はい。
- ○17番(杉本五郎君) やっぱり安易に処理しているなという感じですよね。例えば歳入の分にしたってこれはやっぱり、例えばたまたま 4,700万円だかな、剰余金が出たということで、これは確かによかったとは思うんだけれども、しかし、これ 4,700万円がなかったら 1,600万円の災害復旧費もできなかったわけでしょう。予備費が 1,000万円きりないんだからね。たまたまあったからやったということになってくるんだね、そうなってくると。そうではなくてやっぱり災害復旧、これは緊急を要するんだとすれば、予備費が 1,000万円きりなかったとしてもそこのところやりくりしてどこか削ってでも、何というかな、既に決まった予算の中でやりくりして緊急性のあるやつは手当てをすると、これが本当だと思うのね。やっぱり金が余ったか

らやったというような印象がどうしても出てくるんです、今回の場合はね。

だから、やっぱりこれからもあることだから、やっぱり町長ね、予算の執行について今後もこういうことがあっては困ると思うのね。やっぱり歳入について、たまたま繰越金があったから今回使わせてもらったというようなやり方は私は問題だと思います。今回はどうしても必要なものだけの支出にとどめてほしいということが一つあるんですよね。

修繕の問題もそうですよね。雨漏りしているのは今回3カ所だけれども、そればっかしじゃないわけですよ、町の公的な施設の中で雨漏りしているのはね。それは全部我慢させてきているんです、今までも。それで今回3カ所でやったということは、結局は金があったからここをやらせてもらったという印象きりないんですよね。例えば体育館なんかもそうでしょう。体育館なんかもどんどんどんあ漏りしているわけですよ。雨漏りすると屋内で卓球ができないような状況だというんだよね。雨降れば屋内の体育ができなくなるような状況だというんですよ。雨降ったから屋内でゲートボールやろうと思うと、雨降ったってあそこ雨降ればだめなんだというような状況だから、やっぱりそういう本当に修繕をしておかなくちゃならないものを修繕しないでおいて、そして、たまたま予算があるからこれ専決処分で修繕するんですというようなやり方は私は問題があるなと思いますので、町長にはやっぱりこれからの専決の仕方について今後どうするのか。今回のようなやり方を今後もやるんだとすれば、私はこれは承認できないなと思うんです。これからやっぱり専決処分というものは慎重にしてほしいと思いますから、その点について町長の方から今度ちょっと今後の考え方をお願いしたいと思います。

- ○議長(伊藤一男君) 町長、許します。
- ○町長(滝口 茂君) 今回の専決処分の項目は、財政課長が説明したように、緊急性があるというふうに思いまして議会の方に提案をさせていただきました。

ただ、歳入が専決処分ができるかどうか、これはもう一度詳しくご指摘のとおりちょっと調べてみる必要があるんではないかなというふうに思っております。今回のように誤解を受けないように、やはり専決処分につきましては、必要かつ緊急性のある限られたものに限定して、議会の方から指摘のないように町政を運営させていただきたいというふうに思っております。

- ○議長(伊藤一男君) ほかに質疑ありませんか。10番我妻弘国君。
- ○10番(我妻弘国君) 今杉本さんの言ったことでまず一つは、この議案の提案をどうするのか、取り扱い、このまんま採決をしていくのかどうかが1点。

それから、歳出の方の、10ページですね。災害復旧事業の委託料 250万円、その下の 400万円、委託料ですね、業務委託料。これは業務委託、測量設計業務委託となっていますね、両方

とも。 250万円と 400万円、その事業というのはどういう事業で、どのくらいの金額でこうい うふうな 250万円とか 400万円の委託になるのか、この辺一つお伺いします。

それからもう一つ、 280万円の修繕料ですね、古河水門とさっき聞きましたけれども、この中身どういう修理のあれだったのか。それから、大江堀の、これは土手が崩れたやつなのかなと思うんですけれども、これの経過ですね、こうなってこうなったんですという一つの経過をお知らせください。

- ○議長(伊藤一男君) 1点目、町長。
- ○町長(滝口 茂君) この議案につきましては、これからの専決処分のあり方を杉本議員おっ しゃるように慎重に進めるということで、承認をいただきたいというふうに思っております。
- ○議長(伊藤一男君) 2点目、地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) お答え申し上げます。

250万円の委託料でございますが、これにつきましては、大沢田、小沢田、滝の前の3カ所のため池、農地関係といたしまして入間田林地区、富沢小和清水地区、入間田五斗亀地区、合計6カ所の測量調査委託でございます。

- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) 都市建設の方の委託料でございますが、今回措置していただい た中身でございますが、計8路線でございます。主に葉坂、大江堀関係、富沢ということで、 ほとんどがのり欠けとか破堤関係の設計調査委託料でございます。

280万円の修繕料の関係ですが、古河水門ですね、ゲートがナンバー1、ナンバー2と2本 ございます。そのうちのナンバー2については稼働はできるんですが、ナンバー1の方がきの うの町長の説明にもあったかと思うんですが、封鎖時に流木等がかかってしまって作動できな い状況になりました。その後再度、昇降関係を確認したんですが、現実的には下の方まで完全 に封鎖に至らなかったということでございます。

原因につきましては、最終的に分解しないとわからないだろうということで、早速メーカーさんの方に来ていただいたんですが、もととなる軸ですね、軸を受ける部分のベアリングの磨耗によって操作不能ということになりました。それについては年数がかなり古いということで、ベアリングの型からとっていかないと直すことができないということもございましたので、早急に委託するとともに手動でも作動できるような形にしたということで、今回専決をお願いしたわけです。

次に、大江堀の経過ということでございます。当初、入間田塩地区の区長さからご連絡がご

ざいまして、今現在越水していると。間もなく越水状況から崩れてくるんだろうというふうなお話がございました。当時、当課の方では、その他の災害関係で排水作業をやり、あと土のうの築堤とか等々作業をしていたということがございまして、現場は確認したんですが、大江堀の水が流れる箇所が田んぼの方に流れるということでその日は過ごしたわけです。その翌日、現地の方に行ったところ、越水だけではなくて破堤の状況になっていたということで、常任委員会の方でもごらんになっていただいたんですが、堤防そのものが姿がなくなっていたという状況でございます。その後、台風4号以降大雨が心配されるということもございまして、専決で600万円をお願いしたいということでございます。

- ○議長(伊藤一男君) 10番我妻弘国君、許します。
- ○10番(我妻弘国君) 250万円のあれは6カ所ですね。これ年数でどのくらいになっているんでしょうかね。それから8路線、これも総計何キロぐらいになっているんですか。それから、古河の水門ですけれども、かなり古くてベアリングの磨耗だということなんですけれども、かなり年数がたっていたということなんでしょうかね。それから、大江堀のあれなんですけれども、600万円というんですけれども、これはどういうことですか、600万円。960万円じゃないですか。それから、災害復旧事業の費用ですけれども、これは全部災害復旧費で国の方から来るのかどうか。これも確認しておきたい。以上です。
- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) お答え申し上げます。

まず、ため池でございますが、大沢田、現在の試算額 430万円、小沢田 600万円、滝の前710万円、1,740万円。農地でございますが、入間田林地区が300万円、富沢小和清水が120万円、入間田五斗亀250万円、小計で670万円。このようなことで、これをすべて補助でもっていくべく申請をこれから委託をかけて持っていくと。その後査定がございますので、ですから査定によって増額はちょっと望めませんが、幾らぐらいで歩どまりになるのかという状況でございます。以上です。

- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) 今議員のお話しのとおり、年数経過によるものというふうには 見ております。年度関係、設置年度もちょっと調べてみたんですが、現時点ではちょっとつか み切れないということで、実際動力的には電気を使っているんです。電気部分の配電盤につい ては、平成2年当時、再度配線はし直したようなんですが、本体そのものについてはちょっと 年数が不明と。ただ、かなり軸自体の劣化も見られるということでございますので、今後ナン

バー1ゲートの方ももしかすると同じような状況になるだろうというようなことも懸念される ものですから、とりあえず現段階では昇降の効かない部分を直しながら、急いで来年に向けて は同じようにゲートの改修もお願いするということでございます。年数経過による劣化という ことでご理解いただければと思います。

今お話しありました委託料の関係でございますが、全体で 433平方メートルぐらいございます、測量調査の面積ですが。大江堀川については2カ所ございまして、10メートル掛ける4メートル、延長が10メートル、のり長が4メートルということで、各8カ所、延長関係のメートル数は違うんですが、面積関係については 433平方メートルということで、現在これについては設計は完了しまして、昨日査定を受けています。査定の結果については、まだ正確な数字は出ていないんですが、85弱程度を認められたということでございます。

次に、工事請負費の 600万円じゃなくて 960万円はどうなんだというふうなお話でございます。 600万円については大江堀の災害復旧費でございます。単独災害ということで、1カ所当たり60万円以下の小規模災害については補助対象外ということで、補助の対象から外れるということがございまして、その部分の緊急を要する部分、8カ所ですか、の復旧分ということでございます。主に板聖でとりあえず押さえるということの工事が 300万円程度あるということでございます。

- ○議長(伊藤一男君) ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。
- ○7番(白内恵美子君) 質問ではなくて要望なんですけれども、このような今のような形で数字だけで議会に専決しましたということで出されても、中身がわからないんですね。ここで質問してという形をとるよりは、わかるような表をつけていただければ、ああ、これにこのくらいかかったんだとかということがよくわかると思うんですよね。ただ、耳だけで聞いてもどうもよくわからないので、必ずこういう場合はやはりどこに幾ら、内容についてもわかるようにしていただければ私たちもすぐに判断できるんですね。今後はこういう形にしていただきたいと。
- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) 多分提案しています9月補正予算とか、そういうやつも同じような考え方ということのご要望だと思いますけれども、特に工事費なり委託料関係につきましては、一括で工事費ということで載せまして、路線ごとに金額等を入れますと発注に際しての問題があるということが一つございます。ただ、内訳等どういうところをやるというようなことについては、ちょっと検討させていただければというふうに思います。

- ○議長(伊藤一男君) 白内恵美子さん。
- ○7番(白内恵美子君) これ専決ですよね。終わった分ですよね。だから、私たちの手元に渡る前のぎりぎりの段階でわかっているところまでを入れてもらえれば、あとは当日、その後もし終わったものとかがあればその説明をいただかないと、本当に数字だけ見て専決処分ですと言われても、判断のしようも何もないんですね。
- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) 専決処分につきましては、今後そのような措置をとらせていただきたいというふうに思います。
- ○議長(伊藤一男君) 白内さん、よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第1号専決処分の承認を求めることについての採決を行います。

お諮りいたします。本案は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は承認することに決しました。 お諮りいたします。日程第3、議案第2号教育委員会委員の任命については人事案件であり ますので、全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 異議なしと認めます。

これより直ちに委員会室において全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時57分 再 開

○議長(伊藤一男君) 再開いたします。

日程第3 議案第2号 教育委員会委員の任命について

○議長(伊藤一男君) 日程第3、議案第2号教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第2号教育委員会委員の任命についての 提案理由を申し上げます。

現在、教育委員であります田中正人氏は、平成19年9月30日をもって任期満了となりますが、再度教育委員に任命いたしたく、ご提案申し上げます。

田中氏は、現在、株式会社菓匠三全の常務取締役として、会社経営の重要なポストを担って おられる方でございます。人格高潔で、教育、学術及び文化に高い見識を有し、次代を担う子 供たちの育成の重要性を深く認識され、仕事がら世界各地を見聞したグローバルな考え方を持 ち、教育には特に熱心な方でございます。

このように教育行政に造詣の深い田中氏を引き続き教育委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、ご同意を賜りますようご提案申し上げる次第でございます。

何とぞご同意くださいますようお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより議案第2号教育委員会委員の任命についての採決を行います。

お諮りいたします。本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案はこれに同意することに決定いたしました。

日程第4 議案第3号 柴田町長期継続契約を締結することができる契約に関する条

○議長(伊藤一男君) 日程第4、議案第3号柴田町長期継続契約を締結することができる契約 に関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第3号柴田町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例についての提案理由を申し上げます。

地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正により、長期継続契約の対象が拡大され、長期継続契約を締結することができる契約を条例で定めることができることとなったため、当該契約を条例で定めるものでございます。

長期継続契約については、従来から翌年度以降にわたり電気、ガス、水の供給などを受ける 契約、または不動産を借りる契約について債務負担行為を定めることなく契約締結することが できました。今回の改正により、物品の借り入れまたは役務の提供を受ける契約で、その契約 の性質上翌年度以降にわたり契約を締結しなければ、当該契約にかかわる事務の取り扱いに支 障を及ぼすもののうち、条例で定めるものが新たに長期継続契約として締結できるようになり ました。

今回の条例制定により、複数年度にわたる長期の契約を締結することができることとなり、 契約事務の効率化、簡素化が図られること、また、契約金額についても、長期的に安定的な契 約が担保されることから、金額の削減につながることが期待できるものと考えております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) それでは、詳細説明をいたします。

ただいま町長が提案理由でご説明申し上げましたが、地方自治法の改正によりまして、長期継続契約の対象が拡大されたために、契約事務の効率化、簡素化を図ること、契約金額を削減できることから、柴田町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を制定するものです。

議案書13ページをお開きください。

柴田町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例を次のように制定する。

第1条、趣旨でございます。この条例は、地方自治法施行令第 167条の17の規定に基づき、

長期継続契約を締結することができる契約に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条につきましては、長期継続契約を締結することができる契約の内容でございます。

第2条、長期継続契約を締結することができる契約は、次に掲げるものとする。

第1号、情報処理機(ソフトウエアを含む)の借り受け又は運用及び保守管理の業務委託に 係る契約。

第2号、公用車又は複写機その他の事務機器の借り受け又は保守管理の業務委託に係る契約。

第3号、庁舎、施設等における機械、設備等の借り受け又は運用及び保守管理の業務委託に 係る契約。

第4号、庁舎、施設等の警備又は清掃の業務委託に係る契約。

第5号、前各号以外の契約で、商慣習上長期継続契約を締結しなければ事務の取り扱いに支 障を及ぼすことが明らかで、町長が特に必要と認める契約。

第3条は、契約期間になります。

次ページをお開きください。

第3条、長期継続契約の期間は、前条第1号及び第2号に係る契約にあっては5年以内、同 条第3号から第5号までに係る契約にあっては3年以内とする。

附則、この条例は公布の日から施行する。

以上で詳細説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

- ○10番(我妻弘国君) 1点お伺いしますけれども、例えば1番、2番の5年契約のもの、3、 4、5番の3年ものですか、これの柴田町の今現在の契約件数と金額がどのぐらいあるのか。 そして、これをすることによって削減金額ですか、どのぐらい予定しているのか、それをお伺いします。
- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) 件数につきましては、ちょっと手元に資料がありませんので、 後でお示ししたいと思います。

削減額につきましては、当然今までは単年度なり契約していたやつが3年、5年となりますので、どの程度、額まではちょっとわからないんですけれども、削減できるというふうに考えておりまして、額まで試算しておりません。例えば庁舎の管理を今役場は毎年入札してやっているんですけれども、それが3年というふうになれば、業者の方では3年間継続して契約でき

るということで、今の金額よりは若干削減できるのかなという考え方です。

それから、削減額よりは、今毎年12月の議会に債務負担行為補正ということでかなりの数を 議会の方に上程しているわけですけれども、そういう事務なんかも軽減できるということで考 えております。

- ○議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。
- ○10番(我妻弘国君) これは、この条例は公布の日から施行するとなっていますけれども、1番、2番の契約件数、それから金額がわからない、それからどのくらい安くなるかも全然検討つかないような、今より安くなると、こんなんでやったんではだめです。もう少しきちっと、民間ではこのぐらいはなるだろうと、そのぐらいのところまできちっと調べてもらわないとやっぱりうまくないですね。せっかくこういう条例ができるんです。民間でこれやっていると思うんですよ、5年契約とかね。国の方で示しているということは、ほかの自治体でまだどこもやっていないわけですね。やっているんですか、これ。その具体例をちょっと説明してください。
- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) 債務負担行為補正ということで、昨年12月に出した件数は78件 ございます。このうち該当すると思われるものは30件あるということで今とらえております。 例えば印刷機の保守点検委託料とか、ファックス保守点検委託料とかが含まれます。30件のうちの額まではちょっと計算しておりませんで大変申しわけありませんけれども、30件ほどが該当するということでございます。

ただし、債務負担行為でも、今現在ほとんどパソコンであれば5年リースとか、ファックスであれば5年ということで契約はしております。それについては今の契約期間中はこの長期継続はできないということでございます。新たに今例えばパソコンが5年間契約していまして、5年過ぎた後には今度は債務負担行為をとらなくても長期継続契約で契約ができるということでございます。村田町とかは既に条例を施行しておりまして、長期継続契約でやっているわけですけれども、話によりますと金額よりは事務的なことが軽減できているということでございます。

- ○議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。
- ○10番(我妻弘国君) 事務量が減ることで金額が削減できるという考え方なんでしょうか、今 の話では。私はそうじゃないと思うんですよ。やはりきちっと契約することによって契約金額 を下げると。本来きちっとそういうことがここでできるということなんですから、やっぱりそ

れに向かってきちっとやってもらわなければいけない。もう少し調べてみてください。せっかくこういう条例ができたということで、ああ、いいのができたというので、すぐ調べもしないで契約する必要もないと思うんですよ。猶予はあるんですから、今までのやつをそのまんまやっていって、調べてこういう金額に、これだけ安くなると。なった時点で契約していただきたい。ですから、ここの公布日ですか、いつになるかわからないですけれども、公布の日からとなって、これが例えばこの議会が終わってすぐということになって、すぐする必要もないんじゃないかと私は思うんです。いかがでしょうか。

- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) 公布につきましては、今議会が終わりまして9月末には施行になるわけですけれども、議員おっしゃるようにこれから、ほとんどが多分来年4月以降の契約になるかと思いますけれども、契約できるやつを精査しまして、どの程度削減できるかということも検討していきたいというふうに思います。
- ○議長(伊藤一男君) ほかに質疑ありますか。12番小丸 淳君。
- ○12番(小丸 淳君) 一般的には保険なんかもそうなんですが、単年度契約よりも長期契約した方が割安になるということで長期契約をされるわけですが、考え方によっては、価格変動なんかあった場合に、単年度単年度やった方が安くなることもあるわけですよね。価格が上昇していく場合なんかはむしろ長期で契約しておった方が安上がり。ところが価格が下降していくような場合には安くなるということがあるんですね。その辺で契約を結ぶときに何かその辺の取り決めなんかを考えられているのかどうか。そうでないと、やはりこういう財政難ですから、1円なりとも削減しなければならない時期に、その高い契約でずっと5年間やっていかなければいけないというのはちょっとどうかと思うので、その辺ちょっとお答えいただきたいと思います。
- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) この長期継続契約に関しましては、ほとんどが4月1日からいとまがなくて連続してやるようなものを契約するやつが多くなると思います。そういう意味では3月中に入札なり随意契約ということで契約する件数が多くなるわけですけれども、当然、当初予算がまだ確定しておりませんので、契約条項には一つは議会で議決されることがまず前提になります。それから、何らかの都合で予算が減額になる可能性もありますので、そういうのも条項に入れたいと思います。あと今議員さんがおっしゃったように、変動ですね、5年間契約した際に何らかのそういう変動があれば、両者協議の上変更できるものとするような条項

は契約条項に入れたいというふうに考えております。

- ○議長(伊藤一男君) 再質問、よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかに。1番広沢 真君。
- ○1番(広沢 真君) 債務負担行為をとらないということは、会計処理上どういうあらわれ方になるんでしょうか、これからの。例えば3年に1回契約をする、あるいは5年に1回契約をするといった場合に、そのときだけ予算の数字にちょっとあらわれてくるのか、それともそれ以後は各項目にも分散して入ってくるのかということだけ伺っておきます。
- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) 現在も予算書なり補正予算なんかでもパソコン1台リースすれば、5年間リースすれば毎年債務負担行為ということで表示しておりますけれども、予算書なり補正予算等につきましても、この分は長期継続契約分ということで毎年の支出ということでわかるように明示したいというふうに思っております。内部的にも長期継続契約の分がどういう契約があって、何年間までにはどの程度支払っていくかというような一覧表をつくりまして管理したいというふうに思っております。
- ○議長(伊藤一男君) 再質問。(「なし」の声あり) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤一男君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第3号柴田町長期継続契約を締結することができる契約に関する条例の採決を 行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第4号 柴田町企業立地促進条例

○議長(伊藤一男君) 日程第5、議案第4号柴田町企業立地促進条例を議題といたします。 町長の提案理由の説明を求めます。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第4号柴田町企業立地促進条例について の提案理由を申し上げます。

企業を誘致する際には、安い土地や企業への優遇措置、技術開発支援センターの整備、人材育成など、工場、企業が進出しやすい条件の整備とともに融資制度の充実等の整備も必要となっています。また、企業の未利用地の積極的な活用を目指し、環境・リサイクル産業の創出と振興を目的としたエコファクトリー構想の検討など、企業が進出してくれるような環境づくりの整備が必要であると考えております。

従来、町では、企業誘致の支援措置として、低開発工業地域の指定を受け、3年間固定資産税の免除措置がありましたが、この度、40年間の適用期限が切れ、企業誘致に対する支援措置がなくなりました。

そのため、企業誘致の支援策を早期に整備することが必要であることから、町に事業所を立地する企業者に対し必要な奨励措置を講ずることにより、町における事業所の立地を促進し、産業振興と雇用の拡大を図る「柴田町企業立地促進条例」を制定するものでございます。この条例により、町の企業誘致の情報を町内外に発信し、トップセールスに最大限努めるとともに、県及び企業誘致に関する各関係機関と連携を密にして、強力に企業誘致を推進していきたいと考えております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) それでは、15ページをお開き願いたいと思います。

まず、条文に入る前でございますが、平成19年6月11日に企業立地促進法が施行されました。これを受け19年6月20日、地域産業活性化協議会の設立に伴いましてみやぎ高度電子機械産業活性化協議会、みやぎ自動車関連産業活性化協議会、この立ち上げがございました。柴田町はみやぎ高度電子機械産業協議会の方に属しております。これは6市8町1村にまたぐものでございます。これは平成19年から23年までの5カ年において目標、企業誘致35件、新規雇用2,500人を図るものであります。

それでは、条文を説明させていただきます。

柴田町企業立地促進条例、第1条、目的でございます。事業所の立地を促進し、産業の振興 と雇用の拡大を図り、もって町民生活の安定と向上に資することを目的とするものであります。 第2条、定義であります。第1号企業者、第2号事業所、第3号指定企業者、第4号新設、 第5号移設、第6号増設、16ページをお開き願いたいと思います、第7号投下固定資産額、第 8号中小企業者、第9号常用雇用者、第10号新規常用雇用者、第11号新規学卒常用雇用者、第 12号転入常用雇用者のおのおのの定義づけを行っております。

第3条、奨励措置及び便宜の供与でございます。奨励金または助成金でございますが、第1 号企業立地促進奨励金、第2号企業立地用地取得助成金、第3号雇用促進奨励金、第4号緑地 推進助成金。

第2項第1号、便宜の供与でございます。第1号事業所の新設等に必要な情報及び資料の提供、第2号事業所用地のあっせん、第3号従業員の確保に関する協力、第4号道路、上水道、企業立地に必要な環境整備に関する協力、第5号その他町長が必要と認める事項。

第4条、企業立地促進奨励金。指定企業者が事業開始以後5年間に限り交付するという内容 でございます。

第2項、その額でございますが、第1号投下固定資産のうち家屋及び償却資産に対して課された交付対象期間各年度の固定資産税に相当する額。第2号土地(建築面積の部分に限る)に対して課された交付対象期間年度の固定資産税に相当する額。

第3項は、既存の事業所の取り扱いでございます。生産能力及び生産面積が拡大すると認められる場合においては、その差額、前年度の固定資産と新年度の差額に相当する額を交付するという内容です。

次、18ページをお開き願います。

第5条、企業立地用地取得助成金であります。第1号 3,000平方メートル、中小企業にあっては 1,500平方メートルとする。あとは建築面積でございますが、 1,000平方メートル、中小企業にあっては 500平方メートル以上の事業所の建設であること。第2号土地取得から3年未満であること。

第2項用地取得助成金の額でございますが、用地価格に 100分の10を乗じて得た額とし1億円を限度とする。

第6条、雇用促進奨励金であります。指定企業者が事業開始日から起算して3年の間におの おの雇用する場合に交付するという内容でございます。

第2項新規常用雇用者の数に10万円を乗じて得た額、新規学卒常用雇用者に15万円を乗じて得た額、転入常用雇用者の数に20万円を乗じて得た額、その合計額。ただし、3年間で500万円を限度とするという内容でございます。

第3項は雇用した日から1年を経過した日に引き続き雇用しているものと、それに対し交付 するという内容でございます。

第7条、緑地推進助成金であります。事業開始日から3年までの間に敷地面積の10%以上の緑化を行った場合、1回に限り交付する。その額でございますが、経費に100分の30を乗じて得た額とし200万円を限度としますという内容です。

第8条は端数計算、1,000円未満の端数は切り捨てる。

第9条、指定の申請でございますが、指定企業の申請については、第2項企業の新設、移設 又は増設に係る投下固定資産額が 3,000万円以上で、かつ当該立地が第1条の目的に寄与する ものと認めるときは指定企業者として指定する。

第3項当該指定に条件を付することができる。

第4項指定が決定した場合は通知するものとする。

第5項でございますが、変更が生じたときは町長に届け出なければならない。

第10条、指定の取り消しでございます。第1号該当しなくなったとき、第2号条件に違反したとき、第3号3年以内に休止もしくは廃止した場合、第4号町税を滞納したとき、第5号偽りその他不正であります、第6号規則に違反したとき。

奨励金等の交付の申請、20ページをお開き願います。

第11条町長に申請しなければならない。

第2項交付の可否を決定し、当該企業者に通知する。

第3項は変更が生じた場合は速やかに町長に届け出なければならない。

第12条、指定の承継でございます。町長の承認を受けて地位を承継する。

第2項でございますが、その旨を町長に届け出なければならない。

第13条、報告及び調査でございます。町長は指定企業者に対し報告を求め、又は実地に調査 することができる。

第14条、委託でございますが、これについては規則で定める。

附則でございますが、この条例は、平成19年10月1日から施行する。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。3番水戸義裕君。

○3番(水戸義裕君) 提案理由の説明で、今まであったものがなくなったからこの条例を制定 するという先ほどの説明なんですが、それと同じように、いわゆる条例として今までやってき ているんですけれども、これからなくなるだろうかと思えるものとか、さらには、その辺あたりを想定してほかにもこういうのがあるとすれば、なくなるから新しいものをつくるじゃなくて、今やっているものでももっとよくなるということがあるんであれば、こういう条例を制定するということを考えてもいいんじゃないかと。

それから、いわゆる金額なんですが、これはこれで高いのか安いのかということをちょっと お聞きしたいんです。当然ほかでも、県でも工場誘致ということでは自動車産業とかというこ とでやっているんですけれども、当然柴田町は自動車産業は来ることはまずちょっと無理だと は思うんですけれども、こういった奨励金が他市町村と比べて高いのか安いのかということで すね。

それと、ちょっと極端な例かもしれないんですけれども、村田みたいに産業廃棄物で実態のないというよりは後で問題になっている竹の内みたいに、ああいうふうなことになるようなことはなく実態をしっかり調査できるのか。

それと発信して、この前の加藤さんの一般質問の中であったけれども、営業ということでは、今度うちもこういう条例をつくりましたということで営業を、トップセールスという話もさっき出ましたけれども、どのような形でこれをやっていって誘致を、35件の 2,500人ですか、これを達成するつもりでいるのかをお聞きしたい。

- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) 第1問の低開発法のことでございますが、これにつきましては、上の上位法はまだ健在でございます。ただ、40年経過、平成14年度にこれが柴田町の場合切れたということでございます。それで、今回19年、今年の6月11日に国会において企業立地促進法というのができたわけで、それに伴って宮城県では6月20日にそういうことで電子と自動車ということで力を入れますよという内容なんですね。ですから、私の方もそういう県の富県戦略の一環として柴田町の発展のために条例を制定すると。

2問目の高いか安いかということでございますが、私は2市7町、全県下で調べたんですが、やはり何といっても後発の利を最大限に出さなければ、今まであるものを踏襲したのでは後発の利の意味がないわけです。ですから、新規にどこにもないのに、新規町内に1年以上居住してお住まいになっていた方には1人20万円やると。これは柴田町が初めてなわけでございます。あとは用地取得助成金1億円限度、これについては白石、角田はやってございます。1億円限度といいますと、ここに用地だけ10億円の投資をしてくれると。10億円の投資といったら倍で20億、これだったらば議会でも納得していただけるんではないかということでつくって

おります。あとはやはりここに住んでもらって税金を納めてもらう。それで人数をふやさなく てはならない、これがあるわけです。あとは既存の企業の設備投資ですね、そういうものに対 してもやっぱり積極的に協力しなければならない。

あと、3番目の、竹の内のように産廃、昔から私の方では、柴田町は公害のない内陸型の企業誘致ということで一貫してやってきたわけです。ですから、この基本路線は崩すわけにはいかないと思います。

4問目の営業関係でございますね。今度補正でもパンフレットの予算計上をしてございます。既存の企業はさることながら、県並びに国の方に、出先の方にもどんどんそういうPRをやりまして、それでトップセールスも兼ねながら、柴田町でこういういいものができましたということで、後発の利を最大限に活用したいと考えております。以上です。

- ○議長(伊藤一男君) 水戸義裕君、許します。
- ○3番(水戸義裕君) よくわかりました。いわゆる後発ということではそれこそ本当に死に物 狂いで、首相じゃないけれども職を賭してと言った形ぐらいにやってもらわないと、いや、も うほかでもやっているんだよという話になると、せっかくつくった条例も絵にかいたもちとい うことになりますので。

それから、あと、35件ということですが、あとは誘致するための土地ですね、当然今もやっているわけですけれども、その方に関してこれから誘致できるような場所、いわゆる新しくつくる計画とか、そういった計画もあるのかということを。二つほど。

- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) 答弁させていただきます。

この電子関係ですね、6市8町1村というのは、仙台、白石、名取、多賀城、栗原、大崎、柴田、村田、大和、大郷、富谷、加美、涌谷、美里、大衡を含めて35件目標ですよ。企業誘致35件。そして新規雇用2,500人、こういう厳しい状況なんです。ですから、私の方も本当に死に物狂いで取りかかろうということなんです。ですから、今まではどうしても国道4号、JR東北線、阿武隈急行、あとは東北縦貫道、仙台空港、アクセスですね、常磐道も、そういうものでちょっと安閑としていたのではないかという反省を踏まえて、やはり今回後発の利を最大限に生かして、企業立地条例をつくろうということでございます。

あと、2問目の造成、これは今のところ柴田町ではないわけでございます。ただし、このないというのが幸いしているわけです。というのは、角田も白石も今企業が造成して、持っているところはもうディスカウントショップなんです。何ぼまけるから来てくださいと、こういう

状態。ところが、今の私の方に来ている情報は、例えば建設会社が工場から頼まれて、そこで一式用地買収から造成からして即お譲りすると、そういう機構になっているんだそうです。ですから、そういうものを踏まえて、やはり在庫を抱えていないというのもやっぱりセールスのポイントの一つじゃないかと、逆にですね、そのように今考えてございます。以上でございます。

- ○議長(伊藤一男君) 1番広沢君。
- ○1番(広沢 真君) 奨励金の交付対象期間というのは5年間というふうになっていまして、そのほかに指定の取り消しの項目に事業開始日から3年以内の事業休止もしくは廃止し、という指定取り消しの部分、あるいは返還を命ずることができるという項目がありますが、例えば5年間を経過して、例えば5年1カ月、5年2カ月とかという部分で撤退を決めるということも考えられなくはないと思うんです。例えば大規模小売り店舗で今東北地方に進出してきているイオングループなんていうのは、土地、建物を借地、借家にしておいて、いつでも撤退できる準備をしておいてから出店するなんていう事例がありますので、そういう場合、例えば5年間で既に効果が得られたと見て、何もペナルティー的なものを課さないのかどうかということをお聞きしたいと思います。
- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) 確かにそういう懸念もございます。ですから、本当に優遇 企業ということの指定に際しましても、3年以内に営業してもらいまして、その状況を踏まえ ながら指定企業というのを指定するわけでございます。ですから、もう本当に土地関係です ね、今議員おっしゃるような企業は厳しくやはりチェックして、この指定を認めないという方 法もあるわけでございます。ですから、その辺の審査は厳しく行いたいと思っております。以 上でございます。
- ○議長(伊藤一男君) よろしいですか。(「はい」の声あり) 9番佐藤輝雄君。
- ○9番(佐藤輝雄君) 過般、町長が企業誘致をすべきじゃないかと同僚議員がかなり論議をされてきたんですが、その中で一つは文化都市でなきゃならない、それから今企業は簡単に来てはくれないんだよということで、逆に我々から聞くと企業誘致にはかなり後ろ向きというか、そういうふうな感じを受けたんですね。それが今こういうふうに課長の話を聞いてみると、かなり後発だけに何かバラ色の夢みたいな話をされたわけですが、それに対してやっぱりトップセールスとしてどういう気持ちで、今までと同じような形で文化、周りの環境をよくしなけれ

ば企業は来ないとか、それから企業は新しくつくるよりもリサイクルのような工場でやるんだとか、そういうふうなリユーズというか、そういう形の工場しかないんだよみたいな話をされたので、新しい条例をつくるに当たってトップセールスとしての気持ちをお伺いいたしたいと思います。

- ○議長(伊藤一男君) 町長、許します。
- ○町長(滝口 茂君) 皆さんは簡単に企業誘致というものを質問されるんですが、今までの企業誘致と変わってきているということをやっぱり理解した上での企業誘致の話をしないといけないということを再三申し上げてきました。

企業はまず経済的なインセンティブ、要するに企業が来れば奨励金をやります、税金を免除します、それからある程度の融資もします、そういうことはこれまで制度としてやってきました。ただし、それは横並びの融資制度で、大体宮城県でも1社当たり10億円が限度でございます。ところが皆さんが、どこかの会派の方がいらっしゃったと思うんですが、亀山あたりでは90億とか、亀山市では45億というような、今までの考え方と変えた優遇制度ということで経済的インセンティブを与えるというのが一つございます。それから、やっぱり産業基盤の整備ということも一つ考えられるんではないかなというふうに思っております。もちろん産業基盤というと道路と皆さんはおっしゃいますけれども、もう一つは光ファイバーの問題も新たに出てまいりました。それから、産業基盤ということであれば、産業技術センターとのネットワークということも産業基盤の条件になっている。これが二つ目ですね。それから、もう一つは、やはり企業誘致する際の規制の緩和、これもやっていかなければならないということでございます。

そうした中で問題なのは、企業はただこういう条件があったとしても、最終的に従業員が住むのは地域の教育環境、文化環境があわせて整備をされないと、もう来ないんだということをこの企業誘致の際の条件ということでお知らせしてきました。ですから、簡単に企業誘致をしないということではなくて、そういう条件整備、トータルな力をつけないといけないよと。そのときに柴田町は財政調整基金、一時期1億5,000万円しかなくなりました。

幾ら企業誘致をしろといっても、今課長が言ったように、企業が求めているのは何かというと安い土地なんです。これは槻木地区でも今ある建設会社が来ますけれども、割りが合わないんですね。そうしたときに、町長として差額分をどこからかお金を借りて、そして投資をしようと。その投資する経費がまずないと。投資するために融資を受けたいと、それもないと。もうお話ししました、実質公債費比率が18%超えていますからね。ですから、村田がアウトレッ

トモールがすぐにいかなかったのもそうなんですね。一々許可をもらっているということであれば、県のいろんな考え方と合わなくてタイミングを逸して、泉パークタウンの方に行ってしまいましたけれどもね。ですから、そういう量的なものとフリーハンドがないと、何ぼこういう条例、優遇策をつくっても対応できないと。たまたま今回の補正予算で地方交付税の方で1億円財政調整基金に戻させていただいて5億5,000万円まで貯金することができました。こういうお金を使って先ほど1億円という新たな優遇制度をとれたのも、財源的裏づけがあってできる話ということでございます。

ですから、企業誘致をしろという方々の意見を聞くと、最終的には自分の土地を高く売りたいと。これではだめなので、やっぱり地域の発展をさせるというのなら、ある程度価格を落としてでも地域のために、そして将来都市が発展することによって利益を得る、そういう考え方に町民も変えていかなければならないし、今暫時で持っている企業の方々がございます。その方々も買った値段よりは下げたくないというふうにおっしゃって、1社ばかり調整がつかない面がございました。そうではなくて、会社の資産価値というものがありますけれども、売れるときに売ってもらうと、そういう環境も整備をしていかないといけないと。ですから、トータルとしていろんな要素がかみ合って初めて企業誘致ができるんだということでございます。

柴田町はおかげさまで高度電子機械産業の指定を受けました。それから、10月1日には宮城県県南地域雇用開発計画の中にもこれ受け付けられると。これに対しても柴田町の意見を申し上げております。担当者が飛んで来ましたですね。柴田町の意見を入れていただいております。村井知事にも発展税の中で企業誘致に利用するばかりではなくて、市町村のそういう工場団地造成に別枠で基金をつくっていただいて、補助金をくれとは言わないけれども、無利子で貸してもらいたいと、そういう制度をお願いしたいということを再三発言をさせていただいているところでございます。

ですから、一面だけを見て消極的だということではなくて、トータルな条件整備といろんな 関係機関、私ネットワークがありますので、まず、武器を今回手に入れさせていただければ、 これまで以上の成果が出せるんではないかなというふうに思います。最後は土地の値段だとい うこともご理解いただきたいというふうに思います。

- ○議長(伊藤一男君) 佐藤輝雄君、許します。
- ○9番(佐藤輝雄君) 先ほどの課長の話から大分トーンが落ちてきまして、トップセールスが こういう条件、つまり町長の場合にはいっぱい資料を持っているわけですね。状況わかりまし た。その状況の中で私はこうするんだというやつを聞きたかったんですね。今いろいろお話し

になりましたが、一つの野球でいうといろいろ理屈というか、解説をしていただいたことはわかるんですが、でも野球解説じゃなくて、今町長が持っている資料の中で私はこうするという、その中で条例はこう使うんだというお話をしていただきたかったんですよ。ですから、もう一度解説じゃなくて私は町長として柴田町の中でこうしたいというふうな話をお伺いしたいと思います。

- ○議長(伊藤一男君) 町長、許します。
- ○町長(滝口 茂君) ですから、今までの考え方と変えていただかなければならないのは、地道に政策を積み上げて、町長が武器として持っているようにまず詰めなければならないと。今までのようにえい、やっ一とトップセールスと簡単に言いますけれども、それで企業は来ないんですね。ですから、事務的に政策的にも詰めるということであれば、私どもはまず企業誘致条例もつくりますし、エコファクトリーの指定も受けますし、あと企業に対しましてはどうかコストで売ってほしいと、そういう条件を頭に入れてエコファクトリーという指定をまず突破口としてやっていこうと。

それから産業立地、私の同期が課長でございますので、そういうところとネットワークを組んでいろんな情報をいただきたいと。もし大企業と言われるところが来れば、政治生命をかけると安倍総理の大上段には構えられませんけれども、やっぱり議会にお諮りして、財政調整基金、この中から半分優遇に使ってもいいというようなこともお話をしていかなければならないんではないかなというふうに思っております。

ですから、企業が求める市町村ってどういうものかというものを、町長だけではだめなんだと。やっぱり地域の皆さんが、議会がタイムリーに、その企業に合わせるような土地の値段、規制の緩和、そういうことをやっていかないと、単にトップセールスで意気込みだけではだめだということもご理解いただきたいというふうに思います。村井知事もそこは十分理解をしていただいているものだと。だからこそ地域の中で高度電子機械産業活性化協議会指定をしたし、宮城県県南地域雇用開発計画も立てたし、やっぱり武器をきちっと積み上げていっての発言であるということもご理解を賜りたいというふうに思います。

- ○議長(伊藤一男君) 再々質問を許します。
- ○9番(佐藤輝雄君) 条例から大分話が違う方向に行ったんですが、やっぱりもう一度大きな考えの中で、東北全体の中の柴田町という感覚からすれば、もう一度大きい合併でもして、その中で発想を新たにした方がよろしいのではないのかなというふうなのが素直な気持ちであります。要望です。

- ○議長(伊藤一男君) ほかにありませんか。10番我妻弘国君。
- ○10番(我妻弘国君) 一般質問でいろいろあっちこっちの自治体に電話をして調べました。確かに柴田町の中小企業ですか、1,500平方メートル、それから建築面積500平方メートル、ほかにはこういうのがないんですね。すばらしいなというふうに思っておりました。それから転入常用雇用者、角田の方は15万円と、転入のやつはなかったですね、角田には。転入常用雇用者20万円、これも新しい柴田町の。

それで、一つお伺いしたいんですけれども、緑地推進助成金の金額でございます。10%以上、かかった分の 200万円限度ということ。緑地でも例えば花を植えるとか、そういうのもあるだろうし、工場のずっと囲いを例えば防災のために、何ですか、今ではベニカナメあたりですかね、あんなのを植えたと。そのほかに玄関のところにちょっとした植木を植えたと。それが

10%になったと。それも対象になるのかどうか。それもちょっとお伺いしておきます。

それから、最近6月の議会で大江工業のところの道路が町道になったわけですね。あの前まではあれは私道だったんです。それで、あそこに実は2社、大江工業の前々社長、亡くなった方ですけれども、その方からぜひに買ってくれと。当時大江さんはかなり厳しい状況だった。やりくりがひどくて、お話ししてすぐ買ってくれと。道路は大丈夫、こうあると。不動産屋を通さないで買っちゃったんですね。ところが、次年度両会社が建築確認を出そうと思って相談をしたら、建築確認がとれないという状況だったんです。それで、何とかということで、あれから六、七年かかってようやくまず今回町道認定までいったわけですね。あの町道というのは要するに通行どめはだめだと。必ずきちっと回れるように迂回路が欲しいわけです。きちっと通り抜けができると、そういう条件があったようなんですけれども、そういうことかと。建築確認がとれなかったんだけれども、その当時買ったその土地は3年以上たっているんですけれども、取得の方の対象になるのかならないのか、これをお伺いします。

- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) まず、1点目の緑地関係でございます。今規則の中にもろもろの緑化実施報告書なり、実施箇所を明らかにする図面等々がうたわれております。ですから、今言ったような、例えば塀かさがわりに植栽したようなのは、基本的にはどうなのかなという疑問は持たざるを得ません。その辺はきちっと基準がございますので、精査させて対応させていただきたいと思います。

2点目でございますが、この用地取得、基本的に3年以内ということになっているわけでご

ざいます。ただし、その中にもろもろの条件というのがあると思うんです。今議員さんおっしゃったように、例えばどうしても操業、工場立地ができない、そういうものを町道ができてから3年以内に操業開始しますよと、これが新規とみなすのかどうなのかというのは当然検討課題に値すると思います。ですから、私の方で必ずその他町長が認めるものと、その事情をですね、これケース・バイ・ケースでいっぱい出てくると思います。そのような条項の中で検討させていただきいたと思います。以上でございます。

- ○議長(伊藤一男君) よろしいですか。(「はい」の声あり) 5番大坂三男君。
- ○5番(大坂三男君) 県の発展税ということで今論議されていまして、9月議会で審議されるということなんですが、これ県のそういう発展税に基づいた誘致策が実施された場合に、例えば多分県レベルですから、かなり大規模な企業が対象になるのかなというふうに私は想像するんですが、そういう形で県がもし発展税のもとに企業を誘致しまして、柴田町にそういうものが来るということになったときに、県の方の優遇策と地元の自治体のこういう優遇策とかぶるといいますか、ダブルというか、そういうことがあった場合に、どういうふうになるのかなと一つ思うんですが、この辺いかがでしょうか。

それから、柴田町高度企業立地促進という形で高度電子関係ですね、そういうのが協議会の中に入っているということなんですが、ちょっと柴田町で高度電子を立地するというのは、なかなか条件的に厳しいんじゃないかなと思うんですが、柴田が高度電子の対象になったという理由を教えてください。

- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) お答え申し上げます。

まず、1点目の発展税でございますが、これは現在操業しているという方で柴田町には29 社、これは18年度法人事業税の、決算関係でですね、該当が29社と発表されてございます。県 全体として50,304社というような状況になっております。あくまでもこれは県の法人税関係で ございまして、柴田町に対する町税とは異なるのかなという考えでおります。

次に、高度電子機械産業活性化協議会でございますが、当然日立電子さん、東北リコーさん 等々が私の方の企業にあるわけでございます。ですから、現在企業立地している、そういう企 業の中からピックアップされて指定されたという状況になってございます。以上でございます。

- ○議長(伊藤一男君) 大坂三男君。
- ○5番(大坂三男君) 済みません、ちょっと質問の趣旨が悪かったのか、発展税の対象という

意味じゃなくて、県が発展税に基づいた多分誘致策なんかを打ち立ててくると思うんですが、 その場合にそれに基づいた大規模な企業等が町に進出あるいは立地してきたときに、町の条例 との関係がどうなるのかなということをお伺いしたんです。

それから、今ここの町にある主要な企業がそういうものがあるから、高度電子の対象になったというだけのことで、多分だと思うんですね。それで、それはそれでいいんですが、しからば柴田町に高度電子関係の企業を誘致しようとしたときに、町が環境づくり、人材育成とか、そういう関係の企業の方たちにも混ざってもらって誘致するためにどういう整備をしたらいいのかみたいな、そういう民間の協力も得るための方策は何か考えているのかなということもちょっとお伺いしたいし、もし考えていないんであれば、そういう方向もちょっと考えていく必要があるんじないかなと思うんです。

それから、町長はきのうもきょうも県に行って発展税、もしその使途について市町村の方に 分配もして、市町村が使えるような形でそういうふうなことを要請してきたということで、そ はぜひ大きな声になっていけばいいのかなと思うんです。

それから、よくトップセールス、トップセールスとはやり言葉みたいに言って、何とか町長さんとか市長さんが企業を回って歩いてこんにちはと、どうぞうちに来てくださいみたいなことをやれば、企業が来るんだなんていう話がよくあるんですけれども、さっき町長も言ったように、まず条件整備が先決だということ、そのとおりだと思います。まず、何かトップセールス、トップセールスといいまして、梅原市長よく海外に何十回も行って、仙台市あたり金が豊富だから行ける余裕もあるから行くんだと思うんですけれども、トップセールスに対する考え方について町長の考え方を伺いたいなと思います。本当のトップセールスというのはどういうことなのか。企業を首長が回って歩くことがトップセールスなのかどうかということね。回って歩いてどうなのかということも、もし情報として得ていればお願いしたいと思いますけれども、この近隣の、例えば2市7町での首長さんたち、そういうような形でトップセールスでー生懸命回って歩いているのかどうか、その辺もちょっとお伺いしたいなというふうに思います。

- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) 1問目でございますが、大手企業、平成20年から24年までの間に 150億円、この使途につきましては、産業振興パッケージとして 125億円、あとは震災対策パッケージとして25億円、これを使うということで発表されてございます。

あと、高度電子関係の柴田町の状況でございますが、やはり東北リコーさんなり日立電子さんということで、その辺を確認しながらやはりそこのところにもいろんな情報がございます。

ですから、そこのところにも積極的に首長にも行っていただきまして、それで誘致関係をいろいるお話を承っているという状況でございます。

あとは市町村関係の件でございますが、一市町村だけで企業誘致というのはなかなか困難で ございますので、やっぱり連携をとりながら、じゃ、柴田町は大企業をポイントにするのかと 聞かれた場合に、やはり大企業はそういう工場集積に行っていただいて、それの関連会社、協 力工場ですね、その辺が最も適した企業誘致なのかなというような考えでおります。以上でご ざいます。

- ○議長(伊藤一男君) トップセールスについて、町長。
- ○町長(滝口 茂君) 今回の発展税については、町村会とか4市のサミットなんかで私ずっと村井知事に発言をさせていただきました。私も県の地域産業振興課の補佐をしておりまして、雇用、企業誘致並びに県内の高度技術の研究開発とか、そのための資金の融資、それらを担当をしておりました。ですからお話しするんですけれども、今回の発展税で県がねらっているのは、県の工場団地の売れ残りのところです。北部中核、奥田地区、大和リサーチパーク、パークタウン、全部仙台周辺に何とか、苦しいんですね、そこに誘致させようということで考えるわけですね。

そのときにトップセールスと、先ほど言っていましたけれども、仕組みがなければトップセールスはできないんですね。宮城県の優遇制度10億です。先ほど何回も言っておりますね。福島県では20億だったと思いますね。ですから、そういう仕組みをきちっとつくって、そしてどうですかと言わないと、単にこんにちはと言っただけでは企業は来るはずないんです。至るところで経験しております。そのとき神奈川県では、きちっと政策提言として今までの考え方を変えまして大企業を対象にするんだと、それから既存融資の企業の県内の再投資、そういうものを促進するんだと。それから、県内の企業は外に出ていかないような防止策をとるんだと。それから研究開発をターゲットにするんだと、きちっと政策を打ち出してそれに対して予算をつけております。そうしたときに神奈川県では、やっぱり先ほど申しました経済インフラとか、産業活性化のインフラとか、企業ニーズをワンストップで受けとめると。要するに優遇策と組織体制をきちっとそろえた武器を持って大企業に当たって、今神奈川は全国でも大企業が立地するところに変わりました。

私もこのトップセールスと、ほかの県のすべてでトップセールスをやらない知事はおりません。そこで、企業が決め手になるのは、やっぱり持っている政策なんですね。条件なんですよ。そして、最後に知事がトップセールスで顔を出しますけれども、あの前には担当者から部

長から副知事からが企業に行ってずっと詰めて、最後のもう決まっているというときに初めて 知事が行ってトップセールスをテレビカメラに。それもほかの企業に対するアピール力になり ますのでやっているだけの話なんですね。

ですから、ここは政治の世界ですから、やっぱりそういうきちっとしたものを議論し合って、そして言葉にあらわさないと、トップセールスはいいんだということでは私はないというふうに。ですからきちっと詰めていかなければならないと。そのときに今回の発展税は柴田町に来た場合にも適応されますと、もちろんですね。ですから、柴田町の優遇税制と県の優遇制度ダブルで受けられるということになります。そのほかにも別なサイドで、先ほど申しました雇用開発ということで、企業の従業員に対しては、別な施策も県の方をとって柴田町を指定してくれております。

それから、さっき言った高度技術をどうやって柴田町に引っ張ってくるんだというお話なんですが、実はこれも県の方は単に誘致しますというだけで、具体的手法がないんですね。県はどういうふうにして仙南にそういう企業を誘致するんですかと。指定はしますけれどもね、それがないものですから、産業人材育成課の専門官、これは労働省から来ています、彼に盛られていないんでないかと回答を出しました、柴田町としての意見を。そしたらすぐ飛んできまして、町長の言うとおりなんだけれども、10月1日まで間に合わせなければならないから、今回は同意してくれと。そういうことだったので、柴田町では悪いことではありませんけれども、具体的な手法がないままに雇用開発の計画に私同意しました。

ですけれども、実際は何も仕組みとか奨励とかがないのが実情なんですね。これではいけないと、これはっきり村井知事に私申しました。ですけれども、まずはとにかく発展税を導入するのが先だというお話だったので、導入されたらもう一回市町村と一緒に考えましょうという回答だったので、私ども発展税の知事への支援団体として、町村会がこぞってこの間知事に陳情を申し上げたところでございます。ですから、何回も言うように政策的にきちっと詰めて、そして最後の最後にトップセールスという発想でないと、町長があっちこっち行って、ただ柴田町に来てくださいと言っても、これは通る話ではないということもご理解賜りたいというふうに思います。

- ○議長(伊藤一男君) 大坂三男君。
- ○5番(大坂三男君) 今度は少しは条例が設置されて条件が整うと思いますので、パフォーマンスの域を達しないにしても、トップセールス、時間を見て少しでも歩いていただければなと思います。

○議長(伊藤一男君) ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤一男君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第4号柴田町企業立地促進条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

午後0時05分 休 憩

午後1時00分 再 開

○議長(伊藤一男君) 再開いたします。

日程第6 議案第5号 郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

○議長(伊藤一男君) 日程第6、議案第5号郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等に 関する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第5号郵政民営化法等の施行に伴う関係 条例の整備等に関する条例についての提案理由を申し上げます。

平成19年10月1日施行の郵政民営化法に伴い、「日本郵政公社」及び「郵便貯金」の文言等 について関係条例の改正が必要になります。

また、証券取引法が金融商品取引法に題名が改められるなど、証券取引法の一部を改正する 法律が平成19年9月30日から施行され、これに伴って、政治倫理の確立のための国会議員の資 産等の公開等に関する法律が改正されたことにより、関係条例の改正が必要になります。

これらの法律改正等により、関係する「柴田町道路占用料条例」「政治倫理の確立のための

柴田町長の資産等の公開に関する条例」及び「柴田町個人情報保護条例」の3本の条例についてまとめて改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。総務課長。
- ○総務課長(村上正広君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書の21ページとなります。

本条例は、3本の条例の一部改正を行う条例というふうになってございます。

初めに、柴田町道路占用条例の一部改正でございますが、従来、日本郵政公社を国等の機関に準ずる公的機関と、公共的機関として位置づけ、道路占用料の額の例外取り扱い及び徴収しないことができる扱いというような文言で取り扱っておりましたが、郵政民営化によりまして官から民へ移項することから関係規定を削除するものでございます。そのために改正前の占用料の額、第2条第2項第2号を削りまして、公的機関、公共的機関から除外するものでございます。

また、改正前の第2条第2項、第1項中、第19条を第18条に改めるものにつきましては、道路法施行令の改正に伴い同施行令の条の繰り上げがありましたので、あわせて改正するものでございます。

次に、22ページになります。

政治倫理の確立のための柴田町長の資産等の公開に関する条例の一部改正でございます。改正前の資産等の報告書等の作成、第2条第1項第4号では、資産として取り扱われる預金、貯金及び郵便貯金を対象としておりました。いわゆる預金につきましては銀行預金、貯金につきましては共済貯金とか農協貯金のことをあらわしています。そのほかに郵便貯金ということで対象にしておりましたが、改正後は預金と貯金ということになります。従来の郵便貯金は預金としての取り扱いというふうになるものでございます。

第5号でございますが、証券取引法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、金銭信託が 削除されましたので、関係規定を削るものであります。

また、改正前の第6号でありますが、証券取引法が金融商品取引法に改まりましたので、それにあわせて改正するものでございます。

また、株券の取り扱いにつきまして、株が発行されていない場合にあっても、相当額として 積算して報告することになりましたので、そのためのその条文を今回追加するものでございま す。

最後に、柴田町個人情報保護条例の一部改正でございますが、現行条例では日本郵政公社を 国等の機関に準ずる公的機関、公共的機関として、日本郵政公社の役員を公務員またはこれに 準ずる立場のものとして位置づけておりましたが、郵政民営化の結果、組織の立場が官から民 へ移行することから個人情報の開示義務の関係規定を削るものでございます。そのため改正前 の個人情報の開示義務第16条第1項、次ページになりますが、第2号のハの文中、太書きにな っております、「及び日本郵政公社」を削除するものでございます。

附則になります。附則、施行期日でございますが、第1項、この条例は平成19年10月1日から施行すると。原則的には10月1日の施行となります。郵政民営化の施行が10月1日であるため、郵政民営化関係は10月1日の施行といたしまして、道路法施行令改正に伴う改正と株式に係る改正については関係法令等が既に改正されているため、附則第1項第1号で公布の日から改正するというふうにするものでございます。

第2号は、証券取引法改正が平成19年9月30日となりますことから、証券取引法を金融商品 取引法に改めるものなど、これに関係する改正に当たりましては平成19年9月30日とするもの でございます。

第2項、経過措置でございますが、今回の改正に伴いまして郵便貯金を削除したため、従来 の郵便貯金は預金とみなすということとし、報告義務を課すための経過措置でございます。

以上、詳細説明を終わらせていただきます。ご審議の方、よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第5号郵政民営化法等の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第6号 柴田町町税条例の一部を改正する条例

○議長(伊藤一男君) 日程第7、議案第6号柴田町町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第6号柴田町町税条例の一部を改正する 条例についての提案理由を申し上げます。

今回の柴田町町税条例の一部を改正する条例は、郵政民営化に係る地方税法の一部を改正する法律が平成19年3月30日に公布され、本年10月1日から施行されることに伴うものでございます。

改正の主な内容は、郵政民営化法に基づき10月1日に設立される郵便事業株式会社や郵便局株式会社等の固定資産に係る固定資産税または都市計画税の課税標準等の軽減特例条項が地方税法で規定されたことにより、町税条例においても特例条例の追加の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。税務課長。
- ○税務課長(小林 功君) それでは、議案第6号柴田町町税条例の一部を改正する条例についての詳細説明を申し上げます。

ただいまの提案理由でも申し上げましたが、平成19年3月の地方税法の改正に伴い郵政民営 化にかかわる関連株式会社が10月1日に設立されまして、その会社関係の固定資産税または都 市計画税を当分の間課税標準となるべき価格の2分の1の額とするという特例条項が地方税法 上において規定されたことによりまして町税改正を行うものでございます。

それでは、議案書の27ページをお開き願います。

柴田町町税条例の一部を改正する条例を次のように制定する。改正前、改正後と比較しながら説明申し上げます。

改正前の第 141条納税義務者等の第 2 項中の課税標準となるべきの額の中の改正につきましては、郵便貯金業務を行う郵便貯金銀行、簡易生命保険業務を行う郵便保険会社がそれぞれの業務の用に供する固定資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の 2 分の 1 の額とする

という課税標準等の軽減特例条項が、地方税法第 349条の 3 第38項として新たに規定されました。このことによりまして改正前の「第36項または第37項」を、「または第36項から第38項まで」ということで、38項の軽減特例条項を追加するものでございます。

続いて、28ページをお開き願います。

こちらにつきましても、附則の第9条読みかえ規定中の改正につきましても、それぞれの関係会社が所有する固定資産にかかわる固定資産税、都市計画税の課税標準となるべき価格の2分の1の額とするという軽減条例がそれぞれ57項ということで加えられております。このことによりまして第47項から52項までという既存条項の整理を行うとともに、第55項もしくは57項ということで57項を加えるものでございます。

それから、後段の改正につきましては、第 141条の 2 項中の改正と同様に、第37項が第36項から第38項までという改正になっております。

そして、附則としまして、この条例は平成19年10月1日から施行するという内容になっております。

以上、地方税法の改正に伴う内容となっておりますので、よろしくご承認方お願い申し上げます。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤一男君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第6号柴田町町税条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第7号 柴田町農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例

○議長(伊藤一男君) 日程第8、議案第7号柴田町農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第7号柴田町農業委員会委員の定数条例 の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

平成18年度に策定された「柴田町財政再建プラン」において、農業委員会の見直し項目として農業委員定数の是正が掲げられております。

町農業委員会では、農業委員の定数是正について、農業委員全員による協議の結果、農業委員の選挙による委員1名及び選任による委員のうち、農業委員会等に関する法律第12条第2項に規定されている委員1名をそれぞれ減ずるという結論に達しました。

町といたしましては、この結果を尊重し、選挙による委員の定数1名及び選任による委員の うち、農業委員会等に関する法律第12条第2号に規定にされている委員1名をそれぞれ減ずる こととして、柴田町農業委員会委員の定数条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう、お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。農業委員会事務局長。
- ○農業委員会事務局長(佐藤松雄君) では、詳細説明をさせていただきます。

議案書29ページでございます。

条文の前に提案理由、財政再建プランということで農業委員会定数是正に伴うものであります。これにより選挙による委員定数11人を10人に、議会推薦学識経験者2人を1人に、これにより現在16人の定数を2人減の14人に改正するものであります。

条文の説明をさせていただきます。

柴田町農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例、第1条、第7条第1項の規定による農業委員会の選挙による委員、定数を10人とする。

第2条、法第12条第2号に規定される委員の定数を1人とする。

附則、施行期日、1.この条例は公布の日から施行する。

経過措置、この条例による改正後の柴田町農業委員会の定数条例第1条の規定は、この条例、次のページをお願いいたします、の施行の日以後初めてその期日を告示される選挙による 委員の一般選挙から適用する。

3. この条例の施行の際、現に在任している農業委員会等に関する法律第12条第2号の委員は、新条例第2条の規定にかかわらずその任期中に限りなお在任するものとする。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第7号柴田町農業委員会委員の定数条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第8号 柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例

○議長(伊藤一男君) 日程第9、議案第8号柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例を 議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第8号柴田町自転車駐車場条例の一部を 改正する条例についての提案理由を申し上げます。

明治32年法律第87号で制定された遺失物法が平成18年法律第73号で全部改正され、平成19年 12月10日から施行されます。

そのため、この法律を引用している柴田町自転車駐車場条例の一部を改正するものでございます。

遺失物法の改正の主なものは、平成17年度に全国の警察に届けられた遺失物が過去最高の 1,070万件に達し、保管場所の確保が困難な状況となったことを受け、遺失物の保管期間を6 カ月から3カ月に短縮する等の改正であります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう、お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) では、詳細説明を申し上げます。

法改正の趣旨は、ただいま町長が提案理由で申し上げたとおりでございます。遺失物の保管期間の短縮や、傘、衣類など返還率の低いものについては拾得から2週間以内に処分または廃棄ができるように今回規定されました。また、警察署で取り扱いで困っておりました犬猫の関係なんですが、遺失物法の適用外となって、動物愛護法に基づいて各都道府県などに預けられるようになるなどの改正でございます。これらのことから今回全面改正ということになりました。

31ページをごらんになってください。

柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例、改正前でございますが、明治32年法律第87号、今回の全面改正ということでございまして、改正後、平成18年法律第73号と改めるものでございます。

附則、この条例は、平成19年12月10日から施行する。

以上で詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。10番我妻弘国君。

- ○10番(我妻弘国君) 自転車のあれですね、遺失物法が変わって6カ月から3カ月ということになったというんですけれども、これは上位法によってこういうふうになっているのかどうか。というのは柴田町の仙台大学がありますね。大体卒業するのは3月ですか、その後はもう投げていくんですよね。そして、入学のときにはもうほとんど回収されないまんまに投げてあるということを考えると、3カ月は長いんじゃないかなと思うんですけれども、これ上位法で決まっているのかどうかね。もしあれだったらば、本当に3週間ぐらいのあれでもうすっかり業者さんの方に出すとか、またはきちっと直して新人に格安で流してやるとか、そんな方にも、いろんなことが考えられるので、ちょっとお願いします。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) ただいまお話にあったとおり、そのような状況にあるかという ふうに思います。今回私どもの方に関連するものといいますと、自転車駐輪場の関係でござい まして、通学・通勤等々で利用している方々がかなりいらっしゃるんですが、その方々が逆に 駐輪場付近等々にそのまま放置していくということがございます。それらの処理関係が今の法 律ですと6カ月ということでございますので、大変保管する場所等にも柴田町も窮してござい

ます。それらを短縮することによってある程度のスペース確保、ふやさなくても間に合うということになるということから、この法律改正は本町にとっても大変喜ばしい改正だというふうに感じ取っております。

また、仙台大学の関係につきましては、やはりモラルの問題があるだろうということもございますので、仙台大学の方の事務局の方にその旨を申し伝えて、そのように放置するようなことがないように今後お話をしていただくということで、要請してまいりたいというふうに思います。

- ○議長(伊藤一男君) 我妻弘国君、よろしいですか。
- ○10番(我妻弘国君) 毎年要請しているんですよ。ただ言いますよといっただけで直らないんです。例えば学生さんほとんど1台持っているんですよ。あれすぱっと置いていきますからね。 持ってはいきませんから。それをきちっと把握して、どういうふうに対処したらいいかということをきちっと考えておかないと、これは毎年毎年あるんですよ。

うちら方の目の前にも、うちの庭に置いていくんだから。私らも警察に届けますね。これ私のところのではないから持っていってくださいと。いや、もう少し二、三日置いてくださいと。そういうイタチごっこね。そして、今度空き地ありますね、そこには三、四台あるんですよ。ところが、いいとこだけ持っていくんですね、別な車に自転車に入れて。そこにあるのは半分の自転車とか、そういうふうな状況にあるんですよ。それを片づけるというと、やっぱり空き地になっていると、その空き地の所有者も私は知らないと、こういうふうになっちゃうんですね。

そこら辺を今度、例えば仙台大学で卒業が終わって今度入学が始まったと。じゃ、町の方で それ全部回収するのかどうか。そういうときには町のごみの方に、例えば広報にそういう自転 車があったらどこどこに出してくださいとか、そういうふうにしないと大変じゃないかなと思 うんですけれども、いかがでしょうか。

- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) 確かにそのような状況になっているのを私も見ております。今 議員おっしゃったとおり、申し入れるとともに町民環境課の方とちょっと話し合いをさせてい ただきまして、今後の対応策を検討してまいりたいというふうに思います。
- ○議長(伊藤一男君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第8号柴田町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第9号 平成19年度柴田町一般会計補正予算

○議長(伊藤一男君) 日程第10、議案第9号平成19年度柴田町一般会計補正予算を議題といた します。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第9号平成19年度柴田町一般会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入予算として計上しております町税、地方特例交付金、地方 交付税、国・県支出金、財産収入、繰入金、諸収入、町債等の交付金等の金額確定により、そ の増減額を補正計上するものでございます。

一方、歳出予算の補正は、人件費を初めとする事業費等の一部を補正するものでございます。主なものとしては、総務費、民生費、衛生費、農林水産費、土木費、災害復旧費、予備費などで、総務管理事業、社会福祉事業、道路管理事業、農林水産施設災害復旧事業などの所要額の増減を補正し、また、財政調整基金等への積み立ての補正を計上しております。

これら歳入歳出それぞれ 1 億 6,897万 7,000円を増額補正し、歳入歳出予算の総額は99億 5,787万 3,000円となりました。

また、債務負担行為と地方債の変更補正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) それでは、詳細説明をいたします。

議案書33ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に1億6,897万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を99億5,787万3,000円とするものです。

37ページをお開きください。

大変申しわけありませんが、1件追加になります。正誤表をごらんいただきたいと思います。 一番上の表になります。債務負担行為補正です。追加2件ですが、ホームページ更新システム使用料と後期高齢者医療の電子計算処理システム機器リースで、期間は平成20年度から24年度まで、限度額は680万4,000円と323万円です。

議案書37ページにお戻りください。

変更1件でありますが、柴田町地域防災計画改定業務委託料の限度額を 250万円から 178万円に変更するものです。

続きまして、38ページをお開きください。

第3表地方債補正です。追加1件でありますが、台風4号による災害復旧費で限度額等については記載のとおりになります。変更につきましては、県営湛水防除事業負担金から次のページの臨時財政対策債までの6件で、事業費の確定と起債の充当率の変更により、それぞれ限度額を変更するものです。

42ページをお開きください。

歳入になりますが、ほとんどが交付額や補助金の決定見込みによる増減でありますので、主 な項目だけを説明させていただきます。

一番下の表になります。款11項1目1地方交付税の2億3,495万8,000円は、普通交付税の交付額の確定により増額するものです。国の平成19年度地方財政計画で示された方針では、地方交付税は平均で4.4%減額するとのことでありましたので、当初予算では18年度対比6.8%減額し予算措置させていただきました。地方交付税には、普通交付税と特別交付税がありますが、今回の増額補正は普通交付税です。昨年度と比較すると、金額にして9,795万8,000円の増となり4.2%の伸びになります。

43ページになります。

一番上の表の款13項1目2の民生費負担金 109万 4,000円は、母子生活支援施設山下荘に大 崎市と白石市福祉事務所管内から入居者があったための負担金の増額です。

目4災害復旧費負担金 134万円は、台風4号による被害があった農地3カ所の復旧のための 農家の負担金です。歳出でも計上していますが、事業費の20%を農家が負担することになりま す。

一番下の表になります。款15項2目3土木費国庫補助金1,690万円の減額は、船岡新栄通沿線の道路等の整備事業費の減により、まちづくり交付金を1,890万円減額し、新たに住宅建築物耐震改修等事業補助金として200万円を増額するものです。耐震改修等事業補助金は、歳出で地震ハザードマップ作成のための委託料と負担金を計上しております。

44ページをお開きください。

目5災害復旧費国庫補助金 1,574万 7,000円は、台風4号により被害があった道路や河川の 復旧7カ所の補助金です。

次に、一番下の表になりますが、款16項2目1総務費県補助金201万5,000円は、市町村振興総合補助金で、乳幼児医療費事務補助金5万5,000円の減額、新たな事業としてごみ減量化・再資源化促進事業100万円と、園芸特産重点強化整備事業107万円の増額であります。新たな二つの事業は歳出で計上しております。

次ページの目2民生費県補助金 119万 8,000円の増額は、節1社会福祉費補助金2万 4,000円と節4児童館費補助金 117万 4,000円の増です。放課後児童健全育成事業費補助金67万 4,000円は、今年度から使用料を徴収することになったことにより補助対象にならないと予想し、当初予算に計上していませんでしたが、補助対象に該当し額が確定したために計上するものです。放課後子ども環境整備事業費補助金50万円は、今年度に新設した東船岡児童クラブの備品整備の補助金です。

目7災害復旧費県補助金 1,241万 2,000円は、台風4号により被害があった、ため池、農道、農地の復旧6カ所の補助金です。

46ページをお開きください。

中段の表になります。款19項1目1他会計繰入金1,580万円は、国民健康保険事業特別会計、 老人保健特別会計、介護保険特別会計の平成18年度決算に基づく繰出金の精算によるものです。

目2基金繰入金1億円の減額は、当初予算で町債等管理基金3,000万円、財政調整基金2億2,000万円を繰入計上しておりましたが、それぞれ2,000万円と8,000万円を減額するものです。基金残高につきましては、歳出の基金管理費でご説明いたします。

款21項4目3雑入は233万円の増額になります。小規模作業所緊急支援事業費補助金110万円は、宮城県精神障害者家族連合会からの補助金で、しらさぎ作業所の運営に充てるものです。住宅防火施設整備補助事業給付金99万6,000円は、設置が義務づけられた住宅用火災警報機設置のための給付金で、住宅管理費の歳出に計上しています。1戸3,000円の補助で332戸

分です。次のページになります。FF式石油暖房機引き取り料10万円は、船岡生涯学習センターの不具合の暖房機の引き取り料です。

款22項1町債は30万円の増額になります。

目1農林水産業費、目2土木債、目5臨時財政対策債の増減につきましては、事業費の変更 や充当率の変更によるものです。

目7災害復旧事業債 2,830万円は、台風4号により被害があった農林水産施設災害復旧事業債 990万円と土木施設災害復旧事業債 1,840万円です。

48ページからは歳出になりますが、主な項目だけご説明いたします。

各款項目とも4月の人事異動による職員の給料、職員手当等、共済費を増減補正しております。時間外手当につきましては、財政再建プランにより今年度から職員1人当たり月4時間、年間48時間のキャップ制になったことから、全職員分を全額措置したことにより863万8,000円増額補正しております。

50ページをお開きください。

上から2行目になります。款2項1目4まちづくり推進費の節13委託料の35万 2,000円の減額は、町ホームページの更新委託料を使用料及び賃借料に切りかえるために減額するものです。 節14使用料及び賃借料75万 6,000円は、ただいま説明しましたように、ホームページの更新委託料を更新システム使用料に変更するために措置するものです。

目 5 財政財産管理費、節13委託料の50万円は、地域福祉センターわきの町有地売却にあたり 不動産鑑定を行うものです。

目6基金管理費は 4,010万 1,000円の増額になります。財政調整基金積立金 4,000万円は、平成18年度の繰越金が 7,773万 2,000円になりますが、地方財政法により 2 分の 1 以上を財政調整基金に積み立てる必要があることから 4,000万円を積み立てるものです。歳入でご説明しました繰入金 8,000万円の減額と今回の積立金を合わせますと、財政調整基金現在高は 4億3,734万 4,000円になります。町債等管理基金現在高は 1億1,327万 6,000円で、両基金現在高の合計額は 5億5,062万円になります。用品調達基金積立金10万1,000円は、基金額が300万円と条例で定められていることから、18年度決算で不足額が生じましたので10万1,000円を積み立てるものです。

52ページをお開きください。

款2項2目1税務総務費、節23償還金利子及び割引料 688万円は、過誤納還付金の見込み額により増額するものです。

目2賦課徴収費、節13委託料 718万 8,000円の減額は、額の確定により減額するものと、新たに口座振替納付済通知書シーラ化電算委託料37万円を措置するものです。

53ページの下段の表になります。

款2項5目1統計調査総務費の27万 1,000円は、国から委託を受けて全国物価統計調査を行うために報酬から役務費までそれぞれ措置するものです。

54ページをお開きください。

一番下の表になります。款 3 項 1 目 1 社会福祉総務費になります。次ページの節28繰出金 161万 3,000円は、前年度決算による精算金で、国民健康保険事業特別会計の職員給与と事務 費分になります。

目 2 老人福祉費 715万 4,000円は、介護保険特別会計の繰出金で、前年度決算による精算と 地域支援事業費の減額による介護給付費分と事務費分になります。

56ページをお開きください。

目5国民年金費になります。上から3行目になります。節13委託料49万4,000円は、町で電 算システムで取り扱っていた時代の国民年金の履歴を復元するためのシステム開発費です。

目6障害者更生援護事業費 857万 9,000円は、扶助費と償還金利子及び割引料です。更生医療給付費 504万円の増額は、今年度から生活保護者への人工透析費が自立支援医療での給付になったためのもので、訓練等給付費 247万 1,000円は、年間見込み額による増額です。償還金利子及び割引料 106万 8,000円は、それぞれ前年度分の額の確定による返還金です。

次に、款3項2目1児童福祉総務費になります。次ページの最上段、節15工事請負費 446万 6,000円は、旧船岡保育所解体工事費として当初で概算設計により 1,700万円計上しておりましたが、詳細設計を行った結果、アスベストを含んだ建材の撤去や基礎ぐいの撤去費等、当初見込みより経費がかかることから増額するものです。

目 5 保育所費、節11需用費の 263万円は、新船岡保育所の高熱水費で、新しい建物のために 概算で当初予算を計上しておりましたが、年間見込み額により増額するものです。

59ページをお開きください。

款4項1目1生活環境総務費になります。歳入でもご説明しましたが、県の市町村振興総合補助金を受けごみ減量化再資源化促進事業として取り組むために、次のページをお開きください、次ページの節8報償費、節11需用費、節12役務費をそれぞれ措置するものです。節19負担金及び交付金56万1,000円は、角田市にある動物焼却施設の負担金です。

目4町営墓地管理費83万7,000円は、台風4号の被害で墓地の法面が崩れたために復旧する

ための工事費です。

62ページをお開きください。

中段の表になります。款6項1目2農業総務費、節19負担金補助及び交付金 672万円の減額は、県営湛水防除事業の事業費節減による負担金の減額によるものです。

目3農業振興費50万3,000円は、町単独事業で計上していた基幹作物生産拡大促進事業60万円を減額し、県の市町村振興総合補助金を受け新たに園芸特産重点強化整備事業補助107万円を措置したものと、農業用廃プラスチック処理費がふえる見込みであることから負担金3万3,000円を増額したものです。

次のページになりますが、目9担い手育成基盤整備事業費の 157万 5,000円は、事業費の決定見込みにより県営ほ場整備事業負担金を増額するものです。

款6項2目2林道費 110万円は工事請負費で、林道上野線の雨水桝設置工事と林道田中線の 路面改修工事です。

次に、款7項1商工費になりますが、64ページをお開きください、節11需用費20万円は、さきに可決されました企業立地促進条例に基づきまして、内外に広くPRするためのパンフレットを作成するものです。

款8項1目1土木総務費になります。節13委託料 570万円は、道路台帳補正更新委託料 200万円と、歳入でもご説明しましたが、国庫補助金を受け地震ハザードマップを作成する委託料 370万円です。次ページになります。節17公有財産購入費20万 1,000円は、18年度に土地開発基金で用地取得したものを基金に戻し入れするものです。節19負担金補助及び交付金30万円は、地震ハザードマップを作成するに当たりデータを借用するために県に支払う負担金です。節 22補償補填及び賠償金 262万 5,000円は、船岡西二丁目の地盤改良のための家屋補償です。

款8項2目1道路橋りょう総務費、節11需用費47万9,000円は、除雪用のタイヤやチェーン等の消耗品35万5,000円と草刈り機の修繕料12万4,000円です。

66ページをお開きください。

目2道路維持費は、3,175万8,000円の増額です。節11需用費408万円は、融雪剤購入費の 消耗品108万円と町道6カ所の側溝や舗装等の修繕料300万円です。節14使用料及び賃借料 249万6,000円は、重機と除雪機械の借上料です。節15工事請負費2,169万円は、四日市場1 号線待避所延長工事から船岡4号線側溝蓋新設工事まで、町道8本の改修や舗装等の工事費に なります。節18備品購入費315万円は、冬季間に融雪剤を散布する機械を購入するものです。

次に、目3道路新設改良費になりますが、次ページの一番上の節15工事請負費 1,700万円は、

ゆずが丘の第2期工事にあわせて町道入間田10号線道路改良舗装工事を行うものです。節17公 有財産購入費は、ただいま説明しました町道入間田10号線道路改良舗装工事に伴う用地約 2,000平方メートルの買収費です。

款8項3目1河川管理費 150万円は、側溝の江払い委託料で、東北リコー周辺や槻木西地区を予定しております。

68ページをお開きください。

款8項4目2都市街路費、節15工事請負費4,820万円の減額は、船岡新栄通線沿線道路等の整備事業費の減と、船岡新栄通線沿線七作地区の補完工事費の増によるものです。節22補償補填及び賠償金85万8,000円は、新栄通線沿いの電柱移転やブロック塀撤去等の町単独分の補償費です。

目3公共下水道費 705万 9,000円の減額は、公共下水道への繰出金で18年度決算による精算です。

目5公園緑地費、節13委託料24万 2,000円は、台風4号の被害による白石川河川敷公園の復旧費です。

69ページになります。

款8項5目1住宅管理費、節11需用費 370万円は、槻木駅前町営住宅の給湯器の修繕料です。節15工事請負費 410万 7,000円は、歳入でもご説明しましたが、火災警報機設置が義務づけられたことにより、国の給付を受けて町営住宅に設置するための工事費と槻木駅前住宅敷地内に外灯を設置する工事費です。

70ページをお開きください。

款9項1目1消防総務費、節19負担金補助及び交付金70万円は、消防団員の退職報償組合負担金が増額になったためのものです。

目2水防費は、224万 6,000円の増額になります。節3職員手当等 191万円は、台風4号の 災害対策時の職員の時間外手当ですが、夜間等特別な勤務形態になることから、キャップ制の 月4時間とは別に措置したものです。節11需用費28万 8,000円は、災害に備えて土のう袋や毛 布等を購入するものです。

71ページをお開きください。

款10項2目1小学校管理費は、267万2,000円の増額です。節7賃金88万円は、学習障害や注意欠陥多動性障害など発達障害のある子供の支援強化のために、船迫小学校に特別支援教育支援員を配置するための賃金です。節11需用費179万2,000円は、槻木、船迫、西住小学校の

教室へパソコンを接続するための消耗品と槻木小学校の電気室負荷開閉器等修繕、柴田小学校の窓ガラス修繕、船迫小学校の便器交換と玄関前の階段修繕として修繕料を措置するものです。 72ページをお開きください。

款10項3目1中学校管理費、節15工事請負費 141万 8,000円は、船岡中学校のトイレを身体 障害者用に改造するものです。

次ページになります。

款10項5目1社会教育総務費、節8報償費12万9,000円は、家庭教育支援総合推進事業委託金が確定したことにより措置するもので、子育てや思春期講座等を開催する講師謝礼です。

75ページをお開きください。

表の中段になります。款10項6目2保健体育施設費、節11需用費26万3,000円は、船岡体育館の漏電ブレーカー交換と槻木体育館の雨漏り修繕です。

76ページをお開きください。

款11項1目1農林水産施設災害復旧費は、2,877万円の増額になります。台風4号による被害の災害復旧費で、節3職員手当等から節18備品購入費まで措置するものです。節13委託料35万円は、倒木を処理するためのものです。節15工事請負費2,800万円は、ため池、農道、農地の災害復旧で補助対象分6カ所、町単独分5カ所の工事費と雨乞林道など4カ所の町単独林道災害復旧費です。

款11項2目1土木施設災害復旧費は、2,475万円の増額になります。台風4号による被害の 災害復旧費で、節3職員手当等から節15工事請負費まで措置するものです。

次ページの節15工事請負費 2,330万円は、道路と河川の災害復旧工事補助対象分7カ所、補助事業の補完工事等道路2カ所分の町単独災害復旧工事、入間田前原地区の生活道路の災害復旧工事費です。

款12項1公債費、目1元金は、財源内訳の組み替えです。

最後になります。款13項1目1予備費は、 3,412万 3,000円を増額するものです。

以上でございます。よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入りますが、質疑は、債務負担行為補正、地方債補正を 含め、総括と歳入を一括質疑といたします。歳出については、款1議会費48ページから款3民 生費59ページまで、款4衛生費59ページから款8土木費96ページまで、款9消防費70ページか ら款13予備費77ページまでといたします。

初めに、債務負担行為補正、地方債補正を含め、総括と歳入の質疑を許します。質疑ありま

せんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

48ページの議会費から59ページの民生費に対する質疑を許します。

質疑ありませんか。1番広沢 真君。

- ○1番(広沢 真君) 56ページの款3民生費、節13委託料で、年金履歴表示システム開発委託料とあるんですが、これはいわゆる年金の記録問題に関係してかつての履歴を復活させるというものなのでしょうか。
- ○議長(伊藤一男君) 町民環境課長。
- ○町民環境課長(大宮正博君) お答えいたします。

これはまさしく今回の年金記録問題を受けてのシステム開発委託料という形になります。昭和36年ぐらいから国民年金保険料徴収が始まったわけなんですけれども、最初は紙台帳でやっておりました。これが平成4年から電算化、個人の履歴を電算の方に入れております。これをずっと整理して保管してきたわけなんですが、14年から今度町から国の方に移管になりました。いわゆる収納事務が移りましたので、その時点で町の方で管理することがなくなったということになります。平成4年から13年までのデータがあるわけなんですけれども、そのデータについては以前までは見れたんですけれども、町の電算の方のシステムを変えたときに見れなくなってしまったというふうなことで、国の方で実際の収納事務をやっていますので支障はなかったんですが、最近こういった国民年金の関係が出てきましたので、町の方にも問い合わせが結構来ておりますので、利便性を図るというふうなことでそれを復元すると。システムが見れるような、履歴が見れるようなシステムに、それを今回措置させていただくということでございます。

- ○議長(伊藤一男君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかにありませんか。5番大坂三男君。
- ○5番(大坂三男君) 49ページから50ページにかけて、まちづくり推進費の中で、50ページ、 委託料、次に14の使用料及び賃借料ということで、ホームページ関係のやつがあります。ここ のご説明をお願いします。
- ○議長(伊藤一男君) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(菅野敏明君) ただいま企画財政課長の方でもご説明申し上げましたけ

れども、実はただいまのホームページは、まちづくり推進課の方に業務が18年4月から広報媒体とネット媒体というふうなことで移管されておるんですけれども、従来のホームページは当然13年5月ごろに一番最初開設されているんですけれども、その後いろいろなリニューアルが行われてきております。

現在のホームページのつくり込みといいますか、それは業者に委託をいたしましてデータベースで送りながら、あとはホームページに、ネットの方に掲載していただくというふうなことで、非常にネットの性格から考えまして瞬時に生きた情報といいますか、そういった情報をプロバイダーを介して掲載している関係から、なかなか取りかかりが難しいというふうなことがございました。

それで、今回の委託料の中で、13なんですが、35万 2,000円というふうな減額をさせていただいてございます。これはホームページ更新委託料というふうなことで、年間 129万円で委託をしてございます。9カ月分、月額にすると10万 7,500円というふうな金額になるんですが、それを9カ月分で96万 7,500円というふうな金額で、まず9カ月分、12月までというふうなことで。

あと、使用料の中でホームページ更新システム使用料というふうなことで、先ほど申し上げました新システムを導入することによりまして職員が直接、ホームページの文章形式というのがございますけれども、HTML形式と言われるもので、そういった学習をして初めてネットに公開されるというふうな専門的な知識が必要なんですけれども、それらを踏襲した、普通はワード、エクセル感覚でそれらを打ち込むことによって自動的に生成されて、それがホームページの方にアップされるというふうなことで、そういった瞬時に情報を出せるというふうなシステムに移行するものでございます。

その中で、75万 6,000円というふうなことで掲載をさせていただいているんですけれども、 月12万 6,000円というふうな金額を見込みまして、10月から今年度の3月分までということで 75万 6,000円というふうなことで掲載をさせていただいております。これは債務負担で5カ年間というふうなことで、今年度の部分につきましては、歳出予算でお願い申し上げまして、次年度以降につきましては、債務負担の額、これから業者が決定次第額を固めまして、それで予算の方に計上させていただきたいというふうな内容になります。

これからは各課の方で瞬時新しい情報を掲載し、町民の方々に情報を発信するというふうな ことになろうかと思っていますので、そのようなシステムを導入させていただきたいというふ うなことで計上させていただきました。以上でございます。

- ○議長(伊藤一男君) 大坂三男君。
- ○5番(大坂三男君) そうしますと、外部に委託していたものが大部分内部で、庁舎内で担当 部門がワード感覚とかそういう形で簡単につくれるようになるという趣旨のようですが、そう しますと、委託料というのは今までやっていた方式というのはなくなるので、更新委託料はこ れからはゼロになるということなのかどうか。

それから、債務負担行為ということなんですが、さっきの長期契約との関係もあるんですが、更新システム使用料ということなので、外部の人は全く手が、今まで委託していた先なんかがやっていた業務がゼロになって、全部こちらの方でできるようになるという形であれば、これはシステムの借用料なのかなという感じで、使用料と書いてありますね。さっきの長期契約が適用できないのかどうか。

それから、このシステムのメリットとして、今の話ですと更新が随時できるようになると。 ある意味では随時更新頻度が向上するということなのかなと今受け取ったんですが、その更新 のタイミング、今まではどのぐらいの頻度で更新していて、これからはどういう頻度で更新で きるのか。きょう起きたことがあしたにももう更新できるのかどうか。更新しようと思ったと きに瞬時にできるのかどうか、その辺お伺いしたい。

それと関連して、災害情報ですね、今回の議会で随分話題になっていますが、町民がホームページを開くと今どういう状態になっているとか、避難命令が出ているとか、そういうようなのができれば、こういうもので利用すれば可能なんじゃないかなというふうに思いますので、その辺どういうふうに考えているのかお聞きします。

- ○議長(伊藤一男君) まちづくり推進課長。
- ○まちづくり推進課長(菅野敏明君) 1点目の委託料の関係でございますけれども、これから もシステムをリースするということで、業者委託というふうなことではなくて、委託というの はこれでゼロになるということでございます。

それから、更新のタイミングというふうなことでございますけれども、今現在はいろいろ、例えばフロッピー化あるいは電子メールなんかを送りながらプロバイダーの方に、委託業者の方に返送をさせていただいて、それから公開をしているというふうなことで、頻度的にいくと非常に業者のつくり込みといいますか、アップの関係もあろうかと思いますけれども、フロッピー化といいますとなかなか難しいというふうなことで、そんなにすぐにというわけではなくて非常に時間がかかるというふうなことで、おくれぎみというふうなことになっております。

これからは当然このシステムをすぐに導入して、職員の方がすぐに稼働できるかということ

もあるんですが、そういうふうな研修期間を置きながら、正式には1月以降あるいは本格稼働といいますか、ある程度こちらで研修期間をとりながら進めさせていただきたいというふうなことで、現実的には本格稼働というのは1月以降というふうな形になろうかと思います。それで、当然職員研修会も積み重ねながら進めさせていただきたいというふうな計画でございます。それから、災害の利活用というふうなことでございますが、まさしくこれからはこのようなシステムが導入されることによって、瞬時に災害情報等々についても掲載しお知らせすることは可能だというふうなことでございます。よろしくお願いします。

- ○議長(伊藤一男君) よろしゅうございますか。(「契約」の声あり)
- ○まちづくり推進課長(菅野敏明君) 先ほどの長期継続契約の関係なんですが、私もこれは該当するというふうな判断をしているんですけれども、9月末あたりに先ほどの公布の期日もございました。それで、補正予算の関係がございまして、前もって債務負担を設定といいますか、要求をさせていただいていたものですから、そのような関係で今回は債務負担でお願い申し上げまして措置をさせていただいたというふうなことでございます。
- ○議長(伊藤一男君) 大坂三男君。
- ○5番(大坂三男君) そういうことで非常にメリット的には更新が比較的簡単にできるという こと、それからリアルタイムにできるということが非常にメリットがあるのかなということ で、やはり災害のときにこれを利用しない手はないと思うんですよね。災害になりますと停電 になってパソコンがとまったりすることもありますけれども、それはまた携帯電話でも見れる ようにすれば非常に有用なシステムじゃないかなと思いますので。せっかくこういうふうにし ましたので、十分な活用をお願いしたいと思います。
- ○議長(伊藤一男君) ほかにありませんか。(「なし」の声あり) 次に、59ページの衛生費から69ページの土木費に対する質疑を許します。星 吉郎君。
- ○13番(星 吉郎君) 62ページの農業総務費、節19、これ町負担金 672万円が減額となっておりますが、全体の事業費というのはどのくらいなんでしょうか。
- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) お答え申し上げます。

これは当初予算3億5,000万円の事業費に対しまして決定額2億7,000万円になったための672万円の減額であります。それで、これを含めますと19年度で47億2,000万円、78.7%という事業費の状態になっております。以上でございます。

○議長(伊藤一男君) 星 吉郎君。

- ○13番(星 吉郎君) この事業というのは、これ槻木と書いてありますので多分槻木地区の県 営ほ場の関係で……。
- ○議長(伊藤一男君) 地域振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) 説明欄を見てもらいますとおわかりなんですが、県営湛水 防除事業負担金(槻木地区)、すなわち四日市場の排水機場の件でございます。
- ○議長(伊藤一男君) 星 吉郎君。
- ○13番(星 吉郎君) だとすれば、台風が2回ほど来ておりまして、いろんな水害問題が多々 あるものですから、こういうような機会にこれを十分に活用するなり、また、3月ころであり ますと大体シーズンが終わって、終わった後に減額の方がよろしいのかなと私は思ったもので すからちょっと聞いてみました。
- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) お答え申し上げます。

これにつきましては、当初導水路をブロック積みにしていたものを矢板工法ということで変更させていただきました。それによりまして 8,000万円ほど、このように財政がどこも厳しい状態でございますので、やはり効率的な、経済的な工法に変更ができるものは変更すると。その分当町の負担金も少なくなるわけでございますので、そのような工法の変更によるものでございます。以上です。

- ○議長(伊藤一男君) ほかに質疑ありませんか。3番水戸義裕君。
- ○3番(水戸義裕君) 66ページの節11消耗品費等ですね、それから節14除雪機械借上料、そして18では車載式融雪剤小型散布機とあるんですが、これは主に幹線道路に使うものだと思うんですけれども、ちょっと除雪機械借上料のことを説明をお願いいたします。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) では、ご説明申し上げます。

場所ということなんですが、やはり山間部、あと北側道路等が主でございます。坂の多い場所等については当然車のスリップ等々も起こりますので、坂を重点にしながらも北向きの道路 については融雪剤を散布するということでございます。

除雪機械の借上料なんですが、以前までは業者さんの方で独自に借りていただいて、実際の 稼働した場合の時間単価で支払っていたわけです。それが1日も稼働しないと、1年間のうち ですね、冬季間です。その際は業者が満額それを負担するということがございまして、それで はなかなか委託としても受け取れないというふうなお話もございました。それから町の方とし ましては、除雪機械そのものを町の方で借り入れをして、それを委託業者の方に無償賃貸ということで、今回12月から3月まで2台分でございます、それを措置させていただいたということでございます。

- ○議長(伊藤一男君) 水戸義裕君。
- ○3番(水戸義裕君) それでですね、各道路の歩道ですね、例えば下名生地区でありますと歩道の分についてはトラクターにサイドバンというか、ついているところではそれこそ無償で協力してくれるということをやっているんですが、雪が降ったときに下名生、中名生は当然なんですけれども、船岡中学校に通っている子供たちがいるわけですけれども、歩道が除雪されないんですよね。車道は融雪剤をまく、何やかんやで対応はされるんですが、歩道がされないために、子供たちが通学に大変な思いをしながら通っているということがあるわけです。車優先の除雪もいいんですけれども、子供たちが歩道を通ることができなくなっている状態を何とかできないかというふうに思うんです。

今回、車載式の融雪剤ということもあるんですが、歩道の分も除雪ができるような、今小型で1台20万円かそこらぐらいのもあるんですけれども、それを全部買えとはいいませんが、いわゆる子供たちの通学に、それは当然町内全部ということになるんですが、その辺を今後考えていただければ子供たちの通学に便利、よくなるんじゃないかということを思いますので、その辺の考えをちょっとお聞きしたい。

- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) 今現在、本町で所有しているスノーロータリー、歩道専用で4 台ございます。主に歩道分の除雪につきましては、氷結、凍るような危険性の高い場所という ことで、主に河川の橋梁部分並びに駅周辺の歩道ということで限らせていただいています。

また、今のご意見のとおり、すべて通学路を全体的に実施するということになりますと、船中だけではございません。やはり小学校6校、中学校3校ございます。当然槻木地区につきましては、かなり広大なエリアになるということもございますので、その辺についても無償でできればよろしいんですが、そこまで配置した場合のお金についてはかなり大きなお金になってくるということがございます。できる限り直営でできる分については一定の時期、合わせてやるというのは難しいんですが、状況に応じては直営でも可能だということもございますので、それについてはちょっと検討させていただければというふうに思います。

○議長(伊藤一男君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかに質疑ありませんか。4番森 淑子さん。

- ○4番(森 淑子君) 67ページの上の方ですね、款7の一番最後の、町道入間田10号線なんですけれども、1,700万円と 500万円とありますけれども、これはこの金額だけで後で追加で何か出てくるというようなことはあるんでしょうか。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) これは先ほど企画財政課長が説明したとおり、ゆずが丘の第2期工事が今年度実施されます。それに伴いまして現在堀ノ内付近なんですが、一部道路幅 3.5メートルになっております。その道路の幅 9.5メートル、片歩道ということで整備するものでございます。今の考え方につきましては、町道のみの用地の取得並びに工事ということでございますので、追加ということでは考えておりません。10号線についてはこれで終了するだろうというふうに考えております。
- ○議長(伊藤一男君) 森 淑子さん。
- ○4番(森 淑子君) ここは何戸分の家が建つ見込みでしょうか。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) 今回の2期工事なんですが、1期工事については40区画、もう 既に販売も終わってございます。若干売れ残りがあるようでございますが、一、二区画ぐらい かなと。1か2ぐらいだと思います。今回予定なんですが、現在実施に向けて図面を作成中で ございます。ある程度の数、区画数でございますが、約15区画ぐらいを予定しているということでございます。
- ○議長(伊藤一男君) 森 淑子さん。
- ○4番(森 淑子君) 済みません、さっき一緒に聞けばよかったんですけれども、水路の方は 何か工事は必要でしょうか。あと水道とかはもう既に引かれているんでしょうか。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) まず、水路の関係でございますが、1期工事終了時点で、議員 もごらんになったかと思うんですが、堀ノ内と第1期工事ゆずが丘の間の田んぼが、かなりな 盛り土、残土の状況でございました。それに伴って各宅地への出入り口等々の個人所有物橋梁 が亀裂が入ったりしているような状況になっています。それらについては仙南優良田園住宅の 方に補修等の要請はしてまいりたいと思います。ただ、水路そのものについては今回は現状の ままということで考えております。

あと、水道の方については、第1期工事のときに町の方で本管布設をしてございますので、 取り出しについては当然仙南優良田園住宅の会社の方で負担して引き込んでいただくというこ とでございます。

- ○議長(伊藤一男君) ほかに質疑ありませんか。7番白内恵美子さん。
- ○7番(白内恵美子君) 69ページの土木費の住宅費、11番の需用費です。先ほど聞き違えたのかちょっとわからなかったんですが、槻木駅前の町営住宅の給湯器と言ったでしょうか。どういう設備なのかなと思ったんですね。その説明とその下の住宅用火災警報機設置工事、これは何戸分なんでしょうか。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) お答えいたします。

槻木町営住宅は平成3年から管理開始してございます。数につきましては、43戸でございます。給湯につきましては、個別ボイラー方式ということで各世帯ごとについております。それらが年数経過によって磨耗したということで、二、三年ぐらい前から徐々に交換時期になっているということで、今回残分については入居の期間等々の問題もあるんですが、磨耗状態によっては早めに交換していこうということで今回計上させていただきました。

また、住宅用火災警報機の関係ですが、これは消防法の改正に伴いまして、宮城県内においては20年5月までに取りつけしなさいということで、町営住宅だけではなくて、皆さんお住みになっております個人住宅についてもつけなさいというふうな指導になってございます。今回私どもの方で予定しておるのは、二本杉と並松分でございます。あくまで二本杉、並松については政策空き家等々もございますので、それらは除きまして現在入居している世帯分ということで合計 166世帯分を予定してございます。

先ほど歳入の際に企画財政課長が説明申し上げたんですが、これは補助関係のメニューがないものですから、何とかうまい方法はないかなということでちょっと調べたところ、火災関係の、本町でも加入してございます全国公営住宅火災共済機構というところで、一定の制約はあるものの補助をしますと、支援しますよということがあったものですから、とりあえず制約されていない、使えることができる平屋建ての住宅については、今回設置してまいりたいということでございます。

今の現状でございますが、槻木町営並びに北船岡住宅については、高層で既に設置済みにはなっているんですが、そのほかの住宅がまだございます。西船迫、船岡駅前、山下、東神山前、土手内、これらについては今後単独で、1回限りの支援ということでございますので、設置していかなければならないだろうというふうに考えております。これが現在 162戸ございます。以上でございます。

- ○議長(伊藤一男君) 白内恵美子さん。
- ○7番(白内恵美子君) この警報機の方なんですが、そうすると1世帯当たり何個つけるんで しうか。高層で広いところはもうついているということなので、それはいいとして、やはり部 屋数によって違いますよね。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) 今お話しあったとおり、2 Kとか3 Kタイプですと、当然部屋 が三つございます。そのほかに台所がございますので、火気使用室ということで4個になります。ですから、住宅の形式によって3個だったり4個だったり5個だったりと変わってきます。あくまで就寝室とか火気使用室等については義務づけになりますので、ちょっと一定の数ではないんですが、形式で数は変わってくるということでご理解いただきたいと思います。
- ○議長(伊藤一男君) 白内恵美子さん。
- ○7番(白内恵美子君) そうすると、あともう一度このくらいの金額を計上すれば全部終わる ということなんですか。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) 実際、今回の実施分については設置費用がどのくらいになろうかということで実施の計算をいたしました。まだ今後予定している分については、再度個数を調べましてそれで金額は確定してまいりたいというふうに思います。ちょっと二本杉、並松ですと一定の大きさで、2Kで大体3個なんですね。すぐに計算できるんですが、タイプごとによって変わるということでございますので、今後それは皆様の方にもお知らせしてまいりたいというふうに思っております。
- ○議長(伊藤一男君) ほかに質疑ありませんか。我妻弘国君。
- ○10番(我妻弘国君) 今の警報機についてちょっともう少しお伺いしたいと思います。

まず、常任委員会で消防署に行きましたね。柴田町は来年の何月何日ごろ設置すると町では 言っていますと。だけれど、これ罰則はないんですよね。これね、罰則はなかったはずです。 だから私もあのとき聞いて、じゃ、つけなくてもいいんですねと言ったら、いや、柴田町は率 先してつけると、こういうふうに言っていますよと。私はうーん、そうですかと。命にかかわ ることだから、これ優先したのかなというふうに思ったんです。

だけれど、今 166戸分、1 軒当たり 2 万 4,740円となったわけですけれども、大体 3 個、一つ 8,000円ですか。これはいろんな種類があると言っているんですね、消防署でも。柴田町はどんな機種をどんなあれで選んだのか。

次もまた同じ四百何万円かかると、大体同じ戸数ですね、今回 166戸、次は 162戸となるんですけれども、今回つけた警報機、どういうあれで、どんなふうに指導を受けてつけたのか、 ちょっとお伺いします。

- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) お答えします。

今お話しのとおり罰則規定はございません。ただ、私どもの方で何で今回ということでございますが、町で管理している住宅、罰則規定はないものの消防の方でつけなさいということで、既存の住宅の緩和措置はあるんですが、今新設されている住宅については義務づけになっています。当然今後は罰則規定はないものの、町で管理している住宅で万が一火災が発生した場合については、やはり設置義務化されておりますので、やはり法に従ってつけざるを得ないだろうというふうに考えております。

機種の選定でございますが、配線までしてしまうとかなり高額になるということでございま すので、個別型、乾電池で感知できるような簡易なもので考えてございます。

- ○議長(伊藤一男君) 我妻弘国君、許します。
- ○10番(我妻弘国君) 大変申しわけないんですけれども、使用料を滞納されている方にもやっぱりつけてやらないと、とそういう考えでそれも一緒にされているんでしょうか。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) 未納者ですね、未納者についても現在入っている方については その世帯にも今回つけるように考えております。
- ○議長(伊藤一男君) 我妻弘国君。
- ○10番(我妻弘国君) その際、こういうこともやっぱり町ではいろいろ考えているんだと。ぜ ひそのときに督促も一緒にやってもらいたいですね。お願いします。
- ○議長(伊藤一男君) 都市建設課長。
- ○都市建設課長(佐藤輝夫君) いつもご心配かけております未納者の取り扱いの関係でございます。当然町では義務的な行為ということもございまして今回設置するわけですが、それなりの費用は公平に入居者の方に対して行っているということを理解していただくように、やはり未納のないように今後お願いしながら設置してまいりたいというふうに考えております。
- ○議長(伊藤一男君) ほかにありませんか。(「なし」の声あり) 次に、70ページの消防費から77ページの予備費に対する質疑を許します。 質疑ありませんか。12番小丸 淳君。

- ○12番(小丸 淳君) 76ページでしょうかね、災害復旧費の真ん中辺ですか、倒木処理作業業 務委託料ですが、これはどこの木が倒れてるのかちょっと教えていただけますか。
- ○議長(伊藤一男君) 地域産業振興課長。
- ○地域産業振興課長(佐藤松雄君) お答え申し上げます。

この委託料35万円、倒木処理作業業務委託料でございますが、小沢田ため池に倒木がございましてそれの処理と、あと本船迫鹿野地区に倒木がございました。それで、簡易なものについては職員で対応して応急措置はしておるんですが、どうしても太いもの、そういうものについてはやはり専門家で重機を持っていかないと処理できないということで、ここに上げたのはそういう状況のやつでございます。

- ○議長(伊藤一男君) 小丸議員、よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかに。7番白内恵美子さん。
- ○7番(白内恵美子君) 71ページ、小学校費の需用費、下から5行目ぐらいかな、船迫小学校 が載っているんですけれども、体育館が今雨漏りしている状態なんですよね。それで避難所に なっているところが雨漏りしていて、今回は補正に載らないのかなと思ったら載っていないん ですよ。その基準というのはどういう、補正予算に載せる基準というのがちょっとわからない ので、例としてこの船迫小学校でちょっとお話ししていただければと思います。
- ○議長(伊藤一男君) 教育総務課長。
- ○教育総務課長(薊 千代君) お答えいたします。

学校の修繕費につきましては、当初予算を各学校から上げていただいていますので、それぞれに出てきておりますが、こういう財政状況等も考えますと、一度に全部直すわけにもいきませんので、とにかく今一番必要なものからということで、緊急性のものを全部リッストアップしまして、ここの中で船迫小学校ですが、便器がもう壊れているということで、洋式でなく和便器ですので、見た目も大分汚くなっておりますので、それとあと、入り口のブロックですか、レンガ敷なんですが、大分浮き沈みがありまして、よくけがするということで緊急性をもちまして修繕の方に今回出したわけでございます。

- ○議長(伊藤一男君) 白内恵美子さん。
- ○7番(白内恵美子君) 今の説明で2カ所というのはすごく大事で、本当に補正ついてよかったなと思うんですが、体育館というのは授業で使うのプラス避難所になっているわけですから、雨漏りしている状態で放っておくというのはどういうことなんでしょうか。教育総務課じゃないのかもしれませんけれども。

- ○議長(伊藤一男君) 企画財政課長。
- ○企画財政課長(加藤嘉昭君) 確かに各課からここに載ったのだけが要求ということではなくて、今教育総務課長が言ったように、ある程度優先順位をつけまして措置しているというのが実態でございます。

雨漏りにつきましては、先ほど杉本議員からもお話がありましたけれども、町民体育館なり数多くあります。その中でやはり普段使うのにこれは問題だろうと、早期にやらなくちゃいけないというのを優先しているということで、雨漏りしている施設につきましてはこちらでも把握しているわけですけれども、例えば町民体育館であれば大規模に改修しないと根本的に解決できないというと、2,000万円単位ぐらいの予算がかかってしまうということで、正直に言いますと、金の余りかからないところからやっているというのが正直な話であります。十分に雨漏りがして大変だというのは承知しておりますけれども、そういう気持ちもご理解いただければと思います。

- ○議長(伊藤一男君) 白内恵美子さん。
- ○7番(白内恵美子君) 学校施設はかなり傷んでいて、それでそれを修繕しようと思えば本当にかなりの額がかかるというのはわかるんです。ただ、教育上の問題プラス、再三今回の一般質問とかでも出ているように、災害時においての避難所になる場所というのは私は優先すべきじゃないかと思うので、やはり優先度というのをもう一度考え直していただけないかなと思うんですよね。もちろん小学校のこの修繕費は当然必要なんだけれども、そうじゃなくもっと全体から見ての優先度というんですか、災害時の、防災に係ることについてとかは本当にこれからは優先すべきじゃないかと思うんですね。要望しておきます。
- ○議長(伊藤一男君) 要望でよろしいんですね。(「はい」の声あり) ほかにありませんか。3番水戸義裕君。
- ○3番(水戸義裕君) 70ページの水防費の節11土のう袋を用意すると、消耗品費ですね、これはいわゆる土のう袋の購入、購入は何枚かというのはいいですけれども、保管場所は何カ所になって、1カ所当たり大体何枚ぐらいになるのかなということをお聞きしたいんです。たしか去年だと思うんですが、町の職員が土のう袋を集めにきたということで、下名生の消防コミュニティセンターから持っていった、そんな記憶があったんです。何カ所に保管して、1カ所当たり何枚ぐらいを用意するのか。あと、場所は細かくなるので後でいいですけれども、何カ所で1カ所何枚かということで、予定がわかれば。
- ○議長(伊藤一男君) 危機管理監。

○危機管理監(吾妻良信君) お答えいたします。

現在、土のう袋の保管というのは、船岡地区は車両センター、槻木地区については入間田の改善センター、こちらの方に 1,000袋以上ずつ準備をしているということになっております。今回補正でお願いしたのは、今現在 1,000くらいずつ保管しているんですが、今後それを使ったときにまた必要になった場合の予備ということで、これは全部土のうをつくるということではございません。今後の災害に向けてとりあえず土のう袋を保管しておく、確保しておこうという形で考えております。数量については、大体 6,000枚くらいという形で考えてございます。同じく補正についても、下の方に川砂、砂も必要になりますので、その砂の確保もということで補正をさせていただいているところです。(「1カ所当たり何枚ぐらいを置いておくのか。6,000枚1カ所に置いておくの」の声あり)

これは袋だけですので、車両センターの方にとりあえず 6,000枚を保管しておいて、随時使った分を補充していくという形になろうかと思います。 (「わかりました」の声あり)

○議長(伊藤一男君) ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) これをもってすべての質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第9号平成19年度柴田町一般会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

- ○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。
- ○議長(伊藤一男君) ただいまから休憩いたします。

午後3時から再開いたします。

午後2時43分 休 憩

午後2時58分 再 開

○議長(伊藤一男君) 再開いたします。

日程第11 議案第10号 平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算

○議長(伊藤一男君) 日程第11、議案第10号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正 予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第10号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正の主なものは、前年度からの決算による繰越金及び国庫支出金等の実績確定によるものでございます。

歳入につきましては、前年度の決算による繰越金、国庫支出金等の確定により 4,671万円の 増額補正となり、補正後予算総額は35億 2,207万 7,000円となりました。

歳出につきましては、国庫支出金精算返還金、保険給付費及び基金積立金等について増額 し、老人保健拠出金、介護納付金等については確定による減額となりました。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(大宮正博君) それでは、平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予 算の詳細についてご説明をいたします。

83ページをお開き願います。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 4,671万円を追加し、予算の総額をそれ ぞれ35億 2,207万 7,000円とするものでございます。

87ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1の療養給付費等負担金 8,279万 8,000円の減額補正でございます。これにつきましては、平成19年度の交付見込み額の 変更によるもので、療養給付費等負担金、老人保健医療費分、介護納付金の負担金、それぞれ 減額補正とするものでございます。

款 8 繰入金、目 1 の一般会計繰入金ですが、職員給与、事務費分の繰入金 161万 3,000円の増。これにつきましては、国保資格管理システム改修費分ということで、一般会計からの事務費繰入分でございます。

款 9 繰越金ですが、1 億 2,789万 5,000円の増額補正でございます。これは前年度決算による繰越剰余金でございます。

次のページをお開きください。

歳出でございますが、款1の総務費、目1一般管理費でございますが、 161万 3,000円の増額でございます。これにつきましては、国保資格連合会D保険者システム委託料となっておりますが、これにつきましては、国保の資格管理、いわゆる町と連合会でやりとりをするわけなんですけれども、異動者、入ったり出たりということで、その異動者の送付するシステムですね、これをD保険者という形に変えるということなんですけれども、A方式、B方式、C方式、D方式というようなシステムがあるわけなんですけれども、今までA方式、いわゆる異動者分のみをお互い送付していたということなんですが、ミスが多いというふうなことで、D方式の異動者、加入者全部を送付するシステムに変えるものでございます。

それから、款 2 保険給付費、目 1 の一般被保険者療養給付費、一般病院分でございます、 1,044万 6,000円の増。それから、目 3 の一般被保険者療養費、これは接骨院等でございますが、 385万円それぞれ増額補正でございます。

それから、款3老人保健拠出金でございますが、5,045万5,000円の減額でございます。これにつきましては、今年度の老人保健医療費拠出金の確定に伴う減額でございます。

次のページをお願いします。

目2老人保健事務費拠出金、これは事務費分ですが、3,000円の増でございます。

款 4 介護納付金 2,465万 5,000円の減額、これは給付金の決定見込みによる減額補正でございます。

款7基金積立金、財政調整基金積立金 6,900万円の増額補正でございます。これにつきましては、平成18年度で繰越剰余金ですね、1億 3,789万 5,000円となってございます。今回この半分を積み立てるということになります。今回この 6,900万 1,000円ですね、これを積み立てますと基金の残高は1億 3,089万 4,296円ということになります。

次のページをお開きください。

款9の諸支出金、償還金3,577万5,000円の増額、これについては18年度の国庫・県支出金の精算に伴う返還金でございます。

それから、項2の繰出金、一般会計繰出金 113万 3,000円の増額補正でございます。これにつきましては、一般会計の精算による繰り戻し分でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。5番大坂三男君。

- ○5番(大坂三男君) 款 1 総務費、一般管理費の中で、88ページでございます。13の委託料の 国保資格連合会D保険者対応に係るシステム委託料と、さっきちょっと説明があったんですけれども、ちょっとよくわからなかったので。これまず連合会D保険者対応、こういうシステムがあって、DですからABCも今まであって、ちょっと不都合があってということだったんですが、この委託料というのは今回限りなんでしょうか。毎年この委託料が発生するものなのか。そしてこのシステム、異動者だけを管理するシステムなのか。と同時に、連合会のシステムだということに対して、柴田町が連合会のシステムにかかわるデータの対象というのは、連合会のシステムなんだけれども、そこの中に柴田町の部分だけがデータとしてあって、それをいろいろいじったり、データを変更したりというようなシステムなのかどうか、3点伺います。
- ○議長(伊藤一男君) 町民環境課長。
- ○町民環境課長(大宮正博君) お答え申し上げます。

先ほどちょっとお話ししたんですが、D保険者というと何か何かの保険者なのかなというふうなことなんですが、連合会D保険者というのは連合会の方で使っている用語でございまして、いわゆる単純にA方式、B方式、D方式、そういう形で理解をしていただきたいというふうに思います。

国保の資格管理、国保加入者、入った場合とか抜けた場合、それを町の方では今、例えばパソコンのフロッピーに今のシステムで落として、それをいわゆる異動になった分だけを連合会の方に送るという形なんです。要は連合会の機械を置いて接続してやるわけではございません。MOというかな、フロッピーデスクでやりとりをする。今までは異動分だけをやったわけなんですが、それをチェックしたりするときに抜けたりするというミスが多いと、この方式は。ということで連合会の方では、全県下になるべくD方式に切りかえてほしいというふうなことがありましたので、いわゆるこちらの町で持っている加入者全部の記録をそのまま連合会の方に送ると、そういうふうなことでございます。これでミスをなるべく防いでいくよというふうな形になります。今回限りかと、このシステムにつきましては。これはシステム開発委託料になりますので、今回限りの委託料になります。

ということで、いわゆる連合会とこちらで接続して云々というシステムではございません。 ということで、今回うちら方のそういうパソコンの中にシステムソフトを組み入れるわけなん ですけれども、その開発の委託料だということでございます。

○議長(伊藤一男君) 大坂三男君。

- ○5番(大坂三男君) そうしますと、MOとかフロッピーとかの媒体で送るんじゃなくて、ネットワークで送れるようになるということでよろしいんでしょうか。
- ○議長(伊藤一男君) 町民環境課長。
- ○町民環境課長(大宮正博君) ちょっと説明不足で申しわけありませんでした。実際に送る場合は媒体はMOになります。
- ○議長(伊藤一男君) よろしいですか。(「はい」の声あり) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第10号平成19年度柴田町国民健康保険事業特別会計補正予算の採決を行います。 お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第11号 平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算

○議長(伊藤一男君) 日程第12、議案第11号平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第11号平成19年度柴田町老人保健特別会 計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度老人保健特別会計の事業実績による精算でございます。

歳入につきましては、前年度の決算による繰越金及び国・県支出金を含め 1,420万円の増額 補正となり、補正後の予算総額は28億 4,101万 6,000円となりました。

歳出につきましては、前年度の国・県負担金、支払基金交付金の実績額確定により一般会計 繰出金などに同額の補正を計上しております。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう

お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。町民環境課長。
- ○町民環境課長(大宮正博君) それでは、平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算の詳細 についてご説明をいたします。

91ページをお開き願います。

第1条関係ですが、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,420万円を追加し、総額を28億 4,101 万 6,000円とするものであります。

94ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、款1支払基金交付金、過年度医療費交付金ということで 442万 1,000円の増額補正でございます。これにつきましては、18年度精算分で、確定に伴う追加交付 分でございます。

款2国庫支出金、過年度分の医療費負担金でございます。 679万 2,000円の減額補正でございます。これにつきましては、平成18年度の精算分で、交付額の確定によるものでございます。

款3県支出金、過年度分の医療費負担金 811万 9,000円の減、これにつきましても18年度の 精算、交付額の確定ということでございます。

款 5 繰越金ですが、 2,469万円の増額補正です。前年度決算に伴う繰越剰余金でございます。 次のページをお願いいたします。

歳出でございます。款3諸支出金、償還金2万円の増ですが、これは平成18年度精算に伴う 国庫補助金の返還金でございます。

款3諸支出金、一般会計繰出金 1,418万円の増額補正です。これにつきましても精算による 一般会計への繰り戻しでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第11号平成19年度柴田町老人保健特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第12号 平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算

○議長(伊藤一男君) 日程第13、議案第12号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第12号平成19年度柴田町公共下水道事業 特別会計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の主なものは、歳入につきましては、平成18年度公共下水道事業特別会計決算による歳計剰余金の繰り越しと一般会計繰入金の減額補正でございます。

歳出につきましては、人事異動による人件費の補正と汚水管理費の需用費の増額補正でございます。

これにより、歳入歳出それぞれ 416万 8,000円を増額補正し、補正後の総額を16億 2,347万 6,000円とするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(大久保政一君) それでは、詳細説明を申し上げます。

97ページになります。

議案第12号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計の補正予算でございます。

第1条関係、歳入歳出それぞれに 416万 8,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳 入歳出それぞれ16億 2,347万 6,000円とするものでございます。

100ページをお願いします。

2、歳入ですけれども、款 1 繰越金、目 1 他会計繰入金、補正額 705万 9,000円の減額でございます。これにつきましては、一般会計繰入金の減額となります。

款 5 繰越金、目 1 繰越金、補正額 1,122万 7,000円の増額となります。これについては18年度の特別会計決算による歳計剰余金の増額補正でございます。

それから、101ページになります。

歳出であります。款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費です。27万 6,000円の増額です。これにつきましては、4月1日の人事異動による人件費の補正であります。内容については節 2 の給料から19の負担金補助及び交付金の内容で、記載のとおりでございます。

目2の汚水管理費37万円の増額ですけれども、需用費、マンホールポンプの修繕を行うものでございます。37万円の増額です。

款2下水道事業費、目1公共下水道建設費 352万 2,000円の増額です。これにつきましても 節2の給料から、次のページになります、19負担金補助及び交付金の人件費、4月1日の人事 異動による人件費の増額補正でございます。

款4公債費、目1元金、目2の利子、これにつきましては一般会計繰入金と特定財源の組み 替えを行うものでございます。

以上でございます。よろくお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第12号平成19年度柴田町公共下水道事業特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第13号 平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算

○議長(伊藤一男君) 日程第14、議案第13号平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第13号平成19年度柴田町介護保険特別会

計補正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正は、平成18年度介護保険特別会計決算による歳計剰余金の繰り越し及び介護給付費の確定に伴う国庫支出金等の精算によるものが主な内容となっております。

歳入につきましては、18年度決算による繰越金、給付費の確定による一般会計繰入金の増額 で、歳出につきましては、給付費の確定による国・県支出金の返還金、基金積立金などの増額 補正でございます。また、訪問給食事業の廃止による事業予算の整理を行っております。

これにより歳入歳出それぞれ 4,222万 6,000円の増額補正となり、予算総額は17億 5,134万 5,000円となりました。

詳細につきましては、長寿社会対策監が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいま すようお願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。長寿社会対策監。
- ○長寿社会対策監(水戸敏見君) それでは、介護保険特別会計の補正予算について詳細説明を いたします。

105ページをごらんください。

歳入歳出それぞれ 4,222万 6,000円を追加し、歳入歳出総額をそれぞれ17億 5,134万 5,000円とするものです。

歳入について説明いたします。 110ページをごらんください。

歳入の増減は主に18年度会計の精算によるものです。保険料負担50%、公費負担が50%、負担ルールによって精算を行っています。また、今年度継続するか否か検討することにしておりました訪問給食事業について、委託事業者との協議で本年3月に廃止しました。19年度措置した関連予算を減額しております。事業の廃止は利用者が激減してきたためなんですが、民間の配食サービスが充実してきたことも大きな要因です。18年度末では利用者数16人という状態になっておりました。

主な歳入補正事項を説明いたします。

款1保険料、予算編成上の財源調整のための増額補正を行っています。 318万 9,000円で す。これは保険料の収入の伸びを勘案しております。

款4国庫支出金、款5支払基金交付金、款6県支出金、それぞれの枠の中の現年度分の減額 は、訪問給食事業の廃止によるものです。また、款5支払基金交付金の目1介護給付費交付 金、増額補正438万1,000円を行っておりますが、これは18年度精算により追加交付を受ける ようになったものです。 次のページをごらんください。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、総額で 715万 4,000円の増としております。平成18年度 の精算に伴うもののほか、財源調整による補正になっております。

次の欄の款9繰越金3,114万1,000円は、18年度精算のために繰り越したものです。

款10諸収入45万円、これの減額は訪問給食事業廃止、利用者の負担分です。

次に、歳出の補正について説明いたします。 112ページをごらんください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、一般管理費、これは個人記録簿保管ロッカー、これの購入と介護保険用のパソコン、現在 3 台なんですが、1 台増設するということで36万円の予算措置を行っております。

項2の徴収費、これは18年度決算に伴って介護保険料を還付する必要が出てきました。その ため当初予算では足りなくて15万円を追加措置しております。総額で45万円となります。

続いて、款4の地域支援事業をごらんください。介護予防事業費で事業を廃止とした訪問給 食事業の委託料 510万 6,000円の減額を行っております。

次のページごらんください。

項2包括的支援事業費、これは異動による職員人件費の補正と講師謝礼、複写機使用料、負担金等の補正を行っております。

同じく目1です、包括的支援事業費で94万 8,000円の増額、目3介護予防ケアマネジメント 事業費で4万円の増額を行っております。

114ページごらんください。

款5基金積立金は、18年度精算によって保険料が余りました。その剰余金について積み立て のための補正として行いました。その額で 1,946万円の積立額になっております。

款7諸支出金、償還金、これは18年度の精算によって国庫及び県支出金の返還分になります。 2,587万 6,000円を追加措置しております。

他会計繰出金は、18年度精算による一般会計繰入金事務費分の返還措置です。18年度分については返すというふうな措置をとっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

歳入歳出一括といたします。質疑ありませんか。5番大坂三男君。

○5番(大坂三男君) 112ページです。款4項1目1介護予防特定高齢者施策事業 511万円マイナスになっていますが、この特定高齢者の事業はどのような計画があって、これが結果的に

マイナス 500万円に減額になったと、その中身をちょっと教えてください。

- ○議長(伊藤一男君) 長寿社会対策監。
- ○長寿社会対策監(水戸敏見君) お答えします。

ここで大きな項目については、説明申し上げました訪問給食事業、いわゆるお弁当の配達事業なんですが、この事業は実は昭和57年度から続けておったんですけれども、近年ずっと利用者数が少なくなっちゃいまして、18年度末で、先ほど申し上げましたが、16人という数字になってしまいました。大体年間で 1,500食というふうな計算にしたんですけれども、そうやっちゃうと予算比べると1食当たり 4,000円についてしまうような、ちょっと大きな金額になってしまうと。あとは昔はなかったんですけれども、民間配食のサービスがかなり充実しておりまして、そちらの方がかなり利用が高いという形で、もう公的にこのサービスでやる事業については、もういいんじゃないかというふうな判断でもって減額措置しております。もともと当初予算で総額1年間分を予算措置したものですから、その減額によって 500万円を超える減額になりました。以上です。

- ○議長(伊藤一男君) 大坂三男君。
- ○5番(大坂三男君) この介護予防事業なんですが、地域支援事業の中で充実していくという、 改正介護保険法で昨年あたりから変更になって、介護予防事業を充実していくんだというよう な方針があったと思うんですが、介護予防事業にどの程度町がいろいろ事業を計画してやって いるのか。その辺ちょっと全般的な話で結構ですから、今のところ訪問給食ぐらいかなという ような感じがするんですけれども、ほかに事業どんなサービスをやっているのかお伺いします。
- ○議長(伊藤一男君) 長寿社会対策監。
- ○長寿社会対策監(水戸敏見君) 介護予防事業の中には実は2種類ありまして、介護の介護度でもって、介護度が要介護という方と要支援という方があります。要支援の方がいわゆる介護度が軽いわけですけれども、その方たちに対する介護サービスと同等のサービスも一つの予防事業にはなっています。そのため地域支援事業として、介護予防に至る前の方たちに対して、例えば介護になかなかならないための運動教室、あと、さきの一般質問で出ましたが、これからの取り組みですが、口腔ケア、こういうものについて対象が一般高齢者全員ではないんですけれども、いわゆる検診なんかでちょっと引っかかったような方、そういう方を対象にして、なるたけ介護にならないような形で支援していくという事業を今進めております。そのほかにいろんな相談事業も地域包括支援センターの中でやっております。そういうものが主な事業になります。

- ○議長(伊藤一男君) 大坂三男君、よろしいですか。はい、認めます。
- ○5番(大坂三男君) やっておりますということなので、やっていらっしゃると思うんですけれども、今実施している状況が十分に介護予防に寄与しているかどうかということをちょっとお尋ねしたいなと思います。
- ○議長(伊藤一男君) 長寿社会対策監。
- ○長寿社会対策監(水戸敏見君) 十分に機能するようにしているつもりなんですが、実は介護 予防といいましても、一般的に言う介護予防って本当に枠が広くて保健事業みたいな、いわゆ る一般高齢者の検診事業みたいなやつも、それも介護予防というような大きなタイトルがつい ているんですけれども、介護保険特別会計の中の介護事業とは、介護給付費いわゆる介護料を 財源にしますので、どうしてもある程度幅を狭めなければいけません。ですから、介護保険特別会計の中でお話しする介護予防というやつについては、どうしても特定高齢者という介護寸 前の方たちを対象にお話しすることになると思います。一般高齢者が介護になかなかかからな いような施策については、保健の方と一緒にこれから特定高齢者の検診が始まります。あと後 期高齢とかが始まりますので、その中で検診、いろんな体操、運動みたいなやつが、ダンベル 体操なんかもありますけれども、行っていきたいというふうに思っています。
- ○議長(伊藤一男君) ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(伊藤一男君) これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第13号平成19年度柴田町介護保険特別会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第14号 平成19年度柴田町水道事業会計補正予算

○議長(伊藤一男君) 日程第15、議案第14号平成19年度柴田町水道事業会計補正予算を議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

[町長 登壇]

○町長(滝口 茂君) ただいま議題となりました議案第14号平成19年度柴田町水道事業会計補 正予算についての提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、4月1日の人事異動に伴う人件費の補正及び総係費の委託料を増額補正 するものでございます。

収益的及び資本的のいずれも収入の補正はなく、支出の補正だけとなります。

収益的支出は 242万 5,000円を増額するもので、補正後の予算総額は13億 4,291万 5,000円 となります。

また、資本的支出は15万 6,000円を増額し、補正後の予算総額は3億 3,670万 9,000円となります。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、原案のとおり可決くださいますよう お願いいたします。

- ○議長(伊藤一男君) 補足説明を求めます。上下水道課長。
- ○上下水道課長(大久保政一君) 議員の皆様に今回議案第14号で正誤表ということで実は配らせていただいております。数値に誤りがありました。今後十分数値を精査して事務を執行してまいりたいと思いますので、訂正方ひとつよろしくお願いします。大変申しわけありません。

それでは、 119ページ、議案第14号平成19年度柴田町水道事業会計補正予算であります。

第2条関係ですけれども、主要な建設改良事業、補正額15万 6,000円の増額でございます。 第3条関係ですけれども、収益的収入及び支出の補正額、収入についてはありません。支出の みです。

第1款水道事業費 242万 5,000円の増額です。

第4条資本的収入及び支出の補正額でありますが、収入についてはございません。支出のみです。第1款資本的支出15万 6,000円の増額となります。

第5条予算第7条に定めた経費の金額でありますが、職員給与費 117万 1,000円の増額となります。

126ページをお願いします。

収益的収入支出補正予定額実施計画明細書でありますが、収入についてはございません。 支出、款1水道事業費用、項1営業費用、補正額 242万 5,000円の増額です。

目1原水及び上水費、目2配水及び給水費、これにつきましては、節の給料から法定福利費 の4月1日の人事異動に伴う人件費の補正でございます。 目4総係費 174万 3,000円増額です。節1の給料から4の法定福利までにつきましては、人事異動による人件費の補正であります。13委託料 147万円の増額でありますが、これにつきましては、上下水道料金システム機能強化委託料ということで、今料金システムのほかに徴収関係の機能を追加する委託料でございます。

次のページをお願いします。

資本的収入支出補正予定額実施計画明細書、収入についてはございません。支出のみです。

支出、款1資本的支出、項1建設改良費15万 6,000円の増額です。節1の給料から3の法定 福利費、これについても4月1日の人事異動に伴う人件費の補正でございます。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長(伊藤一男君) これより質疑に入ります。

収入支出一括といたします。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(伊藤一男君) 討論なしと認めます。

これより議案第14号平成19年度柴田町水道事業会計補正予算の採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(伊藤一男君) 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上をもって本日の日程はすべて終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

あす10時から再開いたしますので、よろしくお願いします。

ご苦労さまでございました。

午後3時38分 散 会